

○ 【資料編】 ○



# 【資料編】

## 資料 1 南風原町の概況

### 1 町の動向

#### 1. 人口・世帯数

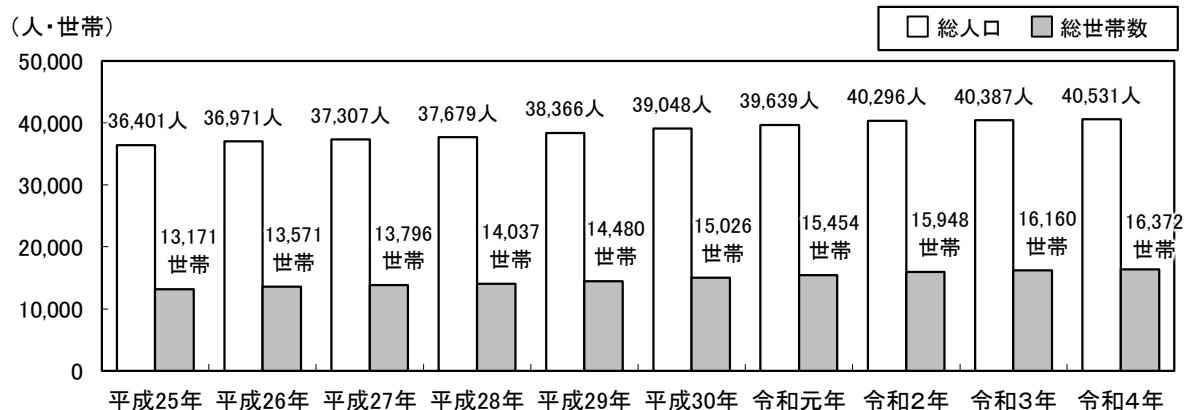
##### (1) 総人口・総世帯数

町では総人口、総世帯数とも増え続けており、令和4年10月現在で総人口が40,531人、総世帯数が16,372世帯となっています。平成25年と比べ、総人口が約4,130人、総世帯数が約3,201世帯増加しています。

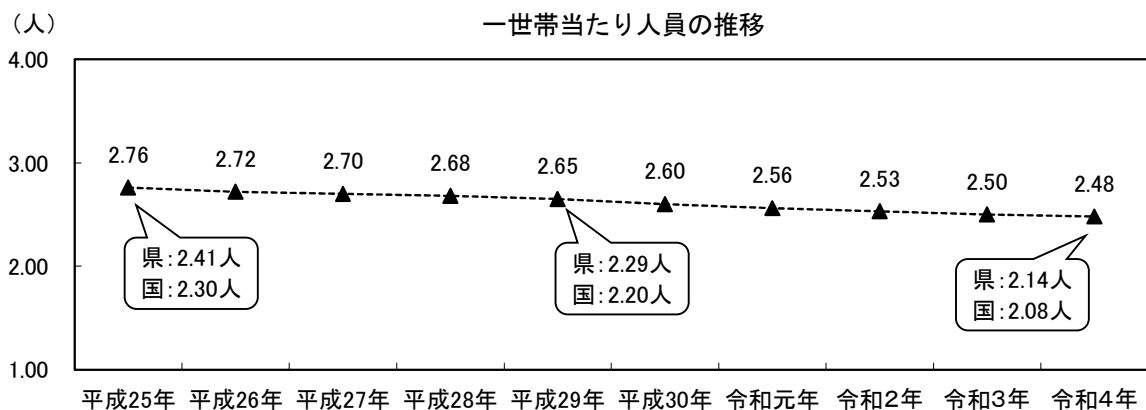
一世帯当たり人員については、毎年微減しており、平成25年の2.76人が、令和4年には2.48人となっています。

なお、令和4年10月現在の一世帯当たり人員は、全国、沖縄県よりやや高くなっています。

総人口・総世帯数の推移



一世帯当たり人員の推移



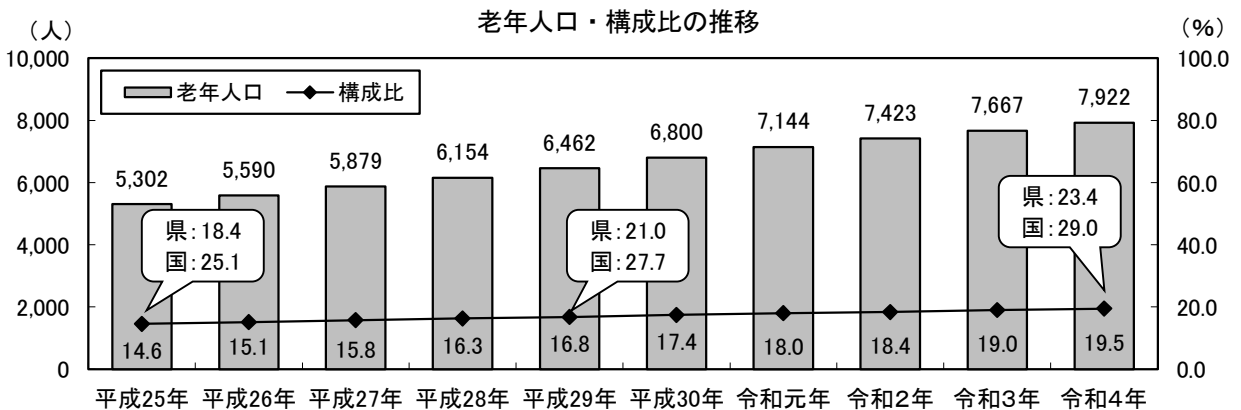
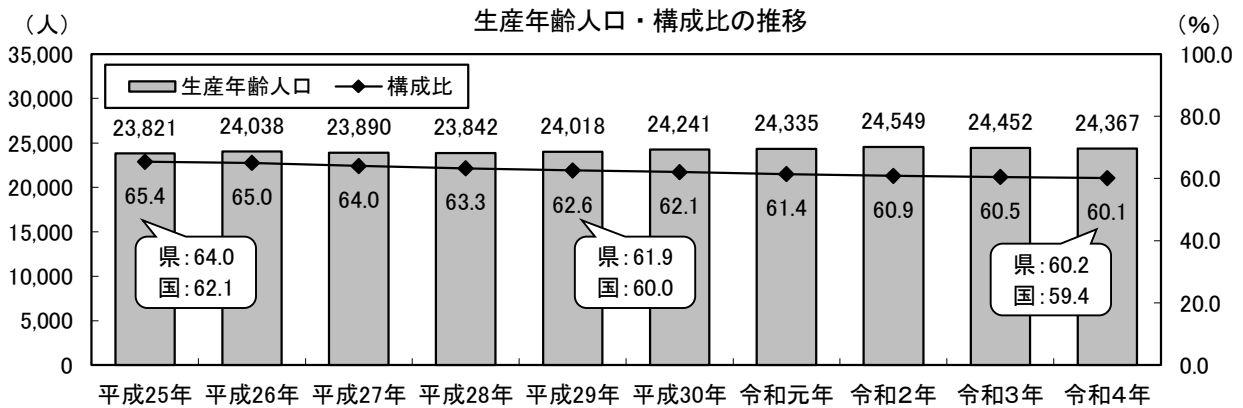
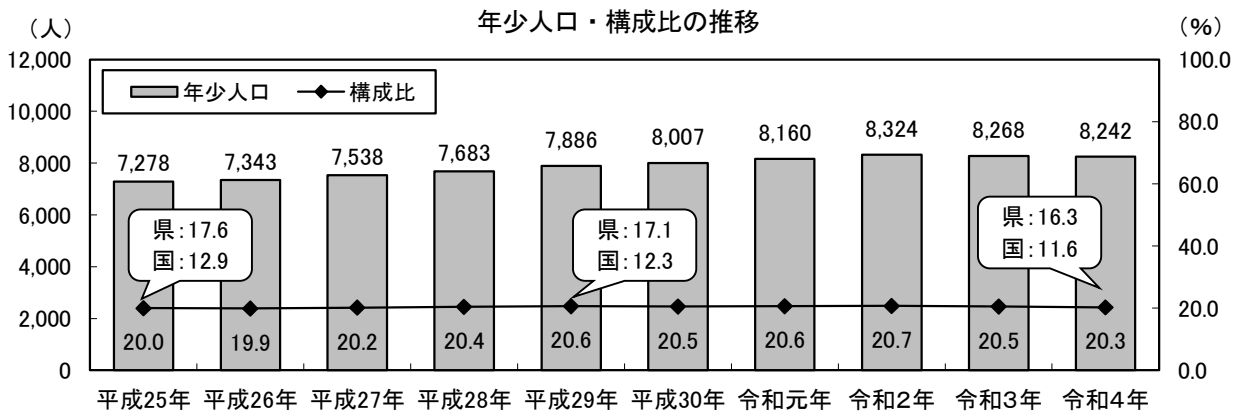
資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）  
沖縄県・全国は総務省人口推計（各年10月1日現在）

## (2) 年齢3区分別人口

年齢3区分別人口の推移を見ると、0～14歳の「年少人口」、15～64歳の「生産年齢人口」は増加傾向で推移していましたが、近年では減少傾向となっています。また、65歳以上の「老年人口」は、毎年増え続けており、3区分の中で最も増加が大きいです。

年齢3区分の構成比を見ると、年少人口は20%前後で推移しております。生産年齢人口は減少傾向で推移しており、平成25年の65.4%であったのが、令和4年では60.1%と5.3ポイント低くなっています。老年人口の構成比は平成25年の14.6%から毎年上昇しており、令和4年には19.5%と4.9ポイント高くなっています。

構成比について全国、沖縄県と比べると、年少人口比は町が全国、沖縄県より高く、老年人口比は全国、沖縄県より低くなっており、若い世代が多い町であることがわかります。



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

沖縄県・全国は総務省人口推計（各年10月1日現在）

### (3) 行政区別世帯数と人口

令和4年10月1日現在の行政区別の世帯数と人口をみると、世帯・人口ともに「津嘉山」がもっとも多く、次に「宮平」、「兼城」と続き、以上の3区で、世帯数は町全体の58.3%、人口は町全体の59.2%といずれも約6割を占めています。

一方、世帯数・人口が最も少ないのは「兼平」となっています。また、一世帯あたり人員は、「宮平ハイツ」が2.97人と最も多く、約3人となっています。最も少ないのは「東新川」の1.44人です。

行政区別世帯数・人口

単位：人、世帯、%

行政区	世帯数	人口			構成比		1世帯 当たり人員
		総数	男性	女性	世帯	人口	
与那覇	1,024	2,539	1,243	1,296	6.3	6.3	2.48
宮城	404	1,050	542	508	2.5	2.6	2.60
大名	424	1,019	527	492	2.6	2.5	2.40
新川	1,133	2,592	1,265	1,327	6.9	6.4	2.29
宮平	2,933	7,590	3,694	3,896	17.9	18.7	2.59
兼城	2,284	5,746	2,805	2,941	14.0	14.2	2.52
本部	741	1,832	938	894	4.5	4.5	2.47
喜屋武	506	1,266	641	625	3.1	3.1	2.50
照屋	634	1,639	818	821	3.9	4.0	2.59
津嘉山	4,320	10,670	5,209	5,461	26.4	26.3	2.47
山川	435	1,149	570	579	2.7	2.8	2.64
神里	365	868	453	415	2.2	2.1	2.38
兼本ハイツ	275	601	301	300	1.7	1.5	2.19
第一団地	160	370	161	209	1.0	0.9	2.31
第二団地	215	482	208	274	1.3	1.2	2.24
東新川	178	257	102	155	1.1	0.6	1.44
北丘ハイツ	141	321	163	158	0.9	0.8	2.28
宮平ハイツ	115	342	172	170	0.7	0.8	2.97
兼平	85	198	99	99	0.5	0.5	2.33
計	16,372	40,531	19,911	20,620	100.2	99.8	2.48

資料：住民基本台帳（令和4年10月1日現在）

### (4) 外国人登録状況

外国人の登録者数は、平成26年までは80人未満でしたが、27年以降増え続け、令和4年には223人となっています。近年は「中国」や東南アジア出身者が増えています。

外国人登録状況

単位：人

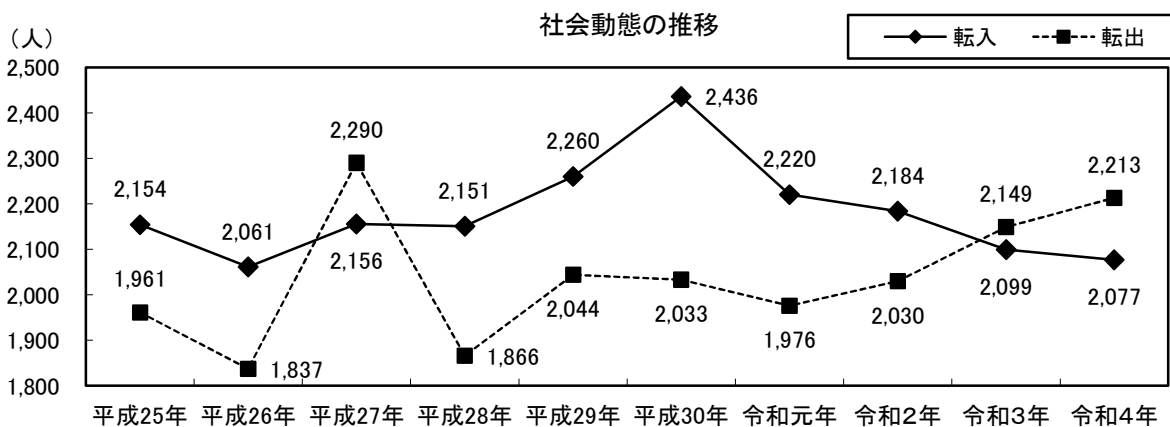
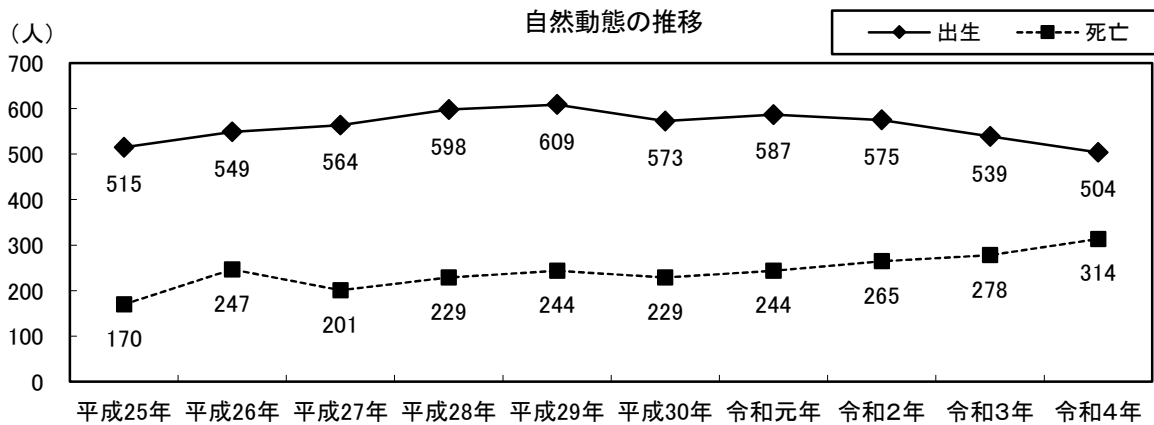
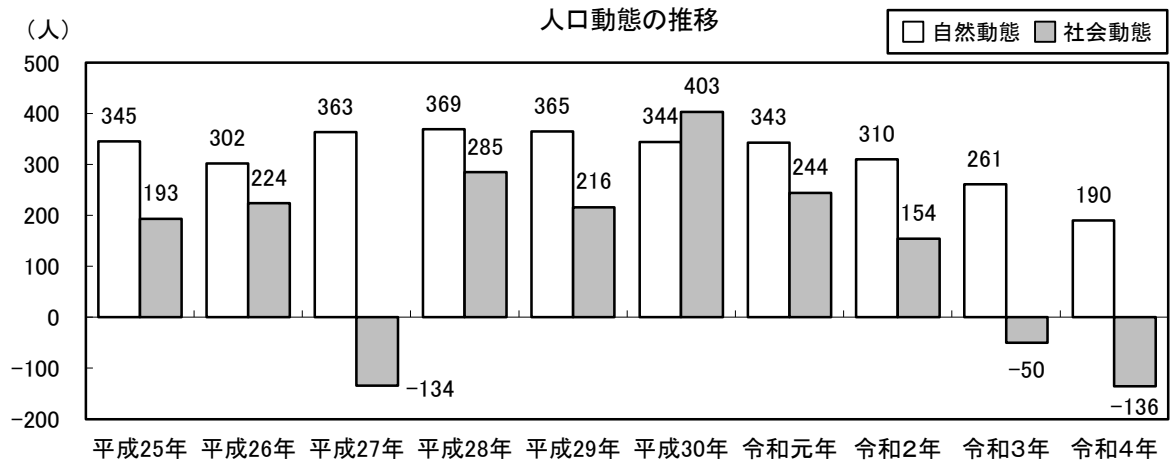
	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年
中国	20	25	31	34	32	29	19	15	21	33
米国	15	16	17	19	17	24	19	19	18	23
韓国	4	6	10	13	15	11	9	12	10	14
フィリピン	16	18	18	18	14	16	14	13	13	19
ベトナム	その他に含めている。			7	30	その他に含めている。				72
インドネシア				9	12					16
その他	15	14	21	11	16	96	120	128	131	46
計	70	79	97	111	136	176	181	187	193	223

資料：統計はえばる（各年12月末現在）※令和4年は住民環境課より

## 2. 人口動態

町の人口動態をみると、出生と死亡による自然動態では、毎年出生数が死亡数を上回っており、令和4年では190人の増加となっています。

また、転入と転出による社会動態では、転入が転出を上回っていましたが、令和3年から逆転し、令和4年は136人減となっています。



資料：沖縄県企画部統計課「沖縄県の推計人口」（各年1月～12月まで）

### 3. 世帯構成

国勢調査より町の世帯構成の推移を見ると、親族世帯、非親族世帯、単独世帯とも増え続けていますが、一般総世帯数に占める割合をみると、単独世帯が上昇しており、平成17年の16.0%から令和2年には27.0%となっています。単独世帯が高くなる一方で、親族世帯は低下しています。

また、親族世帯における65歳以上世帯人員のいる世帯割合は、平成17年の30.6%が令和2年には43.8%に上昇しています。

令和2年における世帯の構成比を沖縄県と比べると、親族世帯は町が高く、単独世帯は低くなっています。単独世帯が増えている町ですが、県と比べてその比率はまだ低い状況にあります。

世帯構成の推移

単位：世帯、%

	平成17年		平成22年		平成27年		令和2年		沖縄県
		%		%		%		%	
1 世帯あたり人員	3.13		2.98		2.81		2.65		
一般世帯総数	10,150		11,225		12,730		14,640		
A. 親族世帯	8,445	83.2	9,015	80.3	9,678	76.0	10,463	71.5	61.1
1. 核家族世帯	7,478	88.5	8,015	88.9	8,798	90.9	9,648	92.2	90.3
2. 核家族以外の世帯	967	11.5	1,000	11.1	880	9.1	815	7.8	9.7
3. 65歳以上世帯人員のいる世帯	2,585	30.6	3,018	33.5	3,737	38.6	4,584	43.8	56.8
B. 非親族世帯	78	0.8	118	1.1	149	1.2	200	1.4	1.3
C. 単独世帯	1,627	16.0	2,076	18.5	2,851	22.4	3,958	27.0	37.4

資料：国勢調査

% (構成比)：A.～C. は一般世帯総数に対する割合、1.～3. は親族世帯に対する割合

#### 4. 業種別男女別就業者数

令和2年の就業状況を見ると、第三次産業に関わっている人が圧倒的に多く、就業者の80.2%を占めています。特に「医療、福祉」と「卸売業、小売業」が非常に多く、「医療、福祉」では女性が圧倒的に多いです。また「卸売業、小売業」では男女ほぼ同率の割合となっています。

第一次産業や第二次産業では、いずれも男性の就業者数が女性の就業者数を大きく上回っています。

第三次産業では、「電気、ガス、熱供給、水道業」、「運輸業、郵便業」でいずれも男性が80%と高く、また、「公務」、「情報通信業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「不動産業、物品賃貸業」、「複合サービス業」でも男性が60%台から70%台を占めます。

一方、女性では「医療、福祉」が72.3%と最も高く、「金融業、保険業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援」でもそれぞれ60%前後を占めています。

業種別男女別就業者数

単位：人、%

業種	就業者数			構成比 (%)	
	総数	男性	女性	男性	女性
	17,261	9,105	8,156	52.7	47.3
第一次産業	512	367	145	71.7	28.3
農業、林業	498	356	142	71.5	28.5
漁業	14	11	3	78.6	21.4
第二次産業	2,568	2,007	561	78.2	21.8
鉱業、採石業、砂利採取業	5	3	2	60.0	40.0
建設業	1,673	1,436	237	85.8	14.2
製造業	890	568	322	63.8	36.2
第三次産業	13,838	6,552	7,286	47.3	52.7
電気、ガス、熱供給、水道業	100	80	20	80.0	20.0
情報通信業	429	296	133	69.0	31.0
運輸業、郵便業	784	627	157	80.0	20.0
卸売業、小売業	2,614	1,284	1,330	49.1	50.9
金融業、保険業	401	149	252	37.2	62.8
不動産業、物品賃貸業	399	249	150	62.4	37.6
学術研究、専門・技術サービス業	618	391	227	63.3	36.7
宿泊業、飲食サービス業	893	377	516	42.2	57.8
生活関連サービス業、娯楽業	626	248	378	39.6	60.4
教育、学習支援業	1,169	450	719	38.5	61.5
医療、福祉	3,408	945	2,463	27.7	72.3
複合サービス業	191	124	67	64.9	35.1
サービス業	1,252	679	573	54.2	45.8
公務	954	653	301	68.4	31.6
分類不能の産業	343	179	164	52.2	47.8

資料：国勢調査（令和2年）

構成比：総数に対する割合



## 5. 生活保護世帯

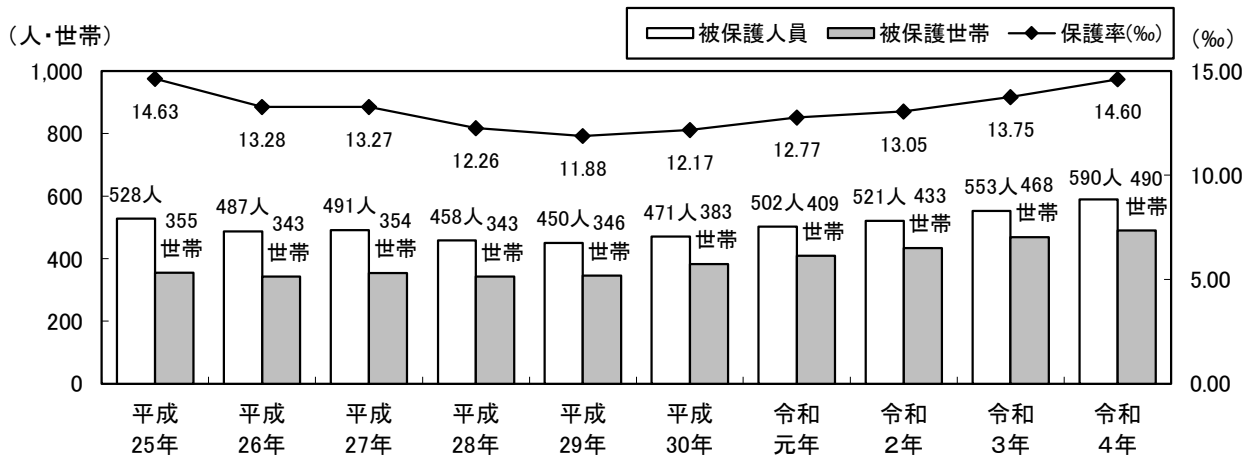
### (1) 保護率

生活保護の被保護人員、被保護世帯とも減少傾向にありましたが、平成30年から増加傾向にあり、令和4年では被保護人員が590人、被保護世帯が490世帯となっています。

また、保護率も減少傾向にありましたが、平成30年から増加傾向にあり、令和4年には14.60‰と高くなっています。

※ ‰=パーミル（千分率）

生活保護の推移



資料：統計はえばる（各年4月1日現在）

※保護率は人口千人あたりの被保護人員の割合

### (2) 生活保護世帯の内訳

生活保護世帯の内訳を見ると、平成28年までは「傷病、障がい者世帯」が最も多くなっていましたが、その後は「高齢者世帯」がこれを上回り、令和4年では282人に上っています。「高齢者世帯」は平成25年に比べて約2.3倍となっています。

生活保護世帯の推移

単位：世帯

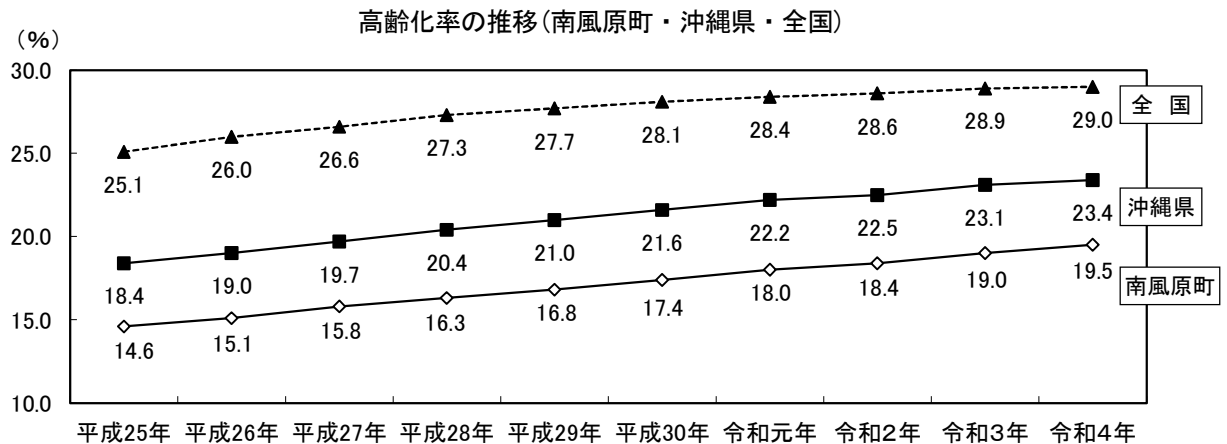
	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
高齢者世帯	119	117	129	135	167	211	210	237	258	282
傷病・障がい者世帯	160	146	149	138	119	114	131	130	134	127
母子世帯	26	19	19	20	17	15	22	16	16	21
その他の世帯	50	61	57	50	43	43	46	50	60	60
計	355	343	354	343	346	383	409	433	468	490

資料：統計はえばる（各年4月1日現在）

## 2 高齢者の概況

### 1. 高齢化率

町の高齢化率は上昇傾向にあり、平成25年の14.6%が令和4年には19.5%に上がっています。また、町の高齢化率は全国、沖縄県より低く、特に全国とは10ポイント程の差となっています。

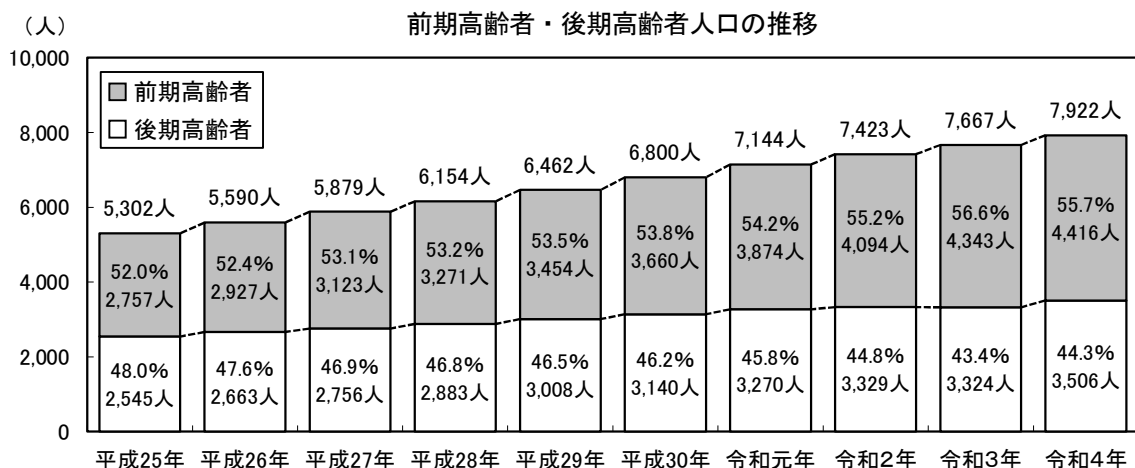


資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）  
 沖縄県・全国：人口推計年報（各年10月1日現在）

### 2. 前期・後期高齢者人口

高齢者を前期(65～74歳)、後期(75歳以上)別に見ると、平成25年以降、各年とも前期高齢者が後期高齢者より多くなっています。

高齢者全体に占める後期高齢者人口の割合は減少傾向でしたが、令和4年の割合は前年より微増しています。



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

### 3. 行政区別高齢化率

行政区別の高齢化率をみると、「東新川」が54.9%と最も高くなっています。また、「北丘ハイツ」が49.5%、「兼本ハイツ」が47.8%、「第二団地」も42.5%あり、この4行政区が特に高いです。そのほか、「兼平」が38.9%、「第一団地」が37.6%、「神里」が32.5%であり、これら3行政区が30%程度となっています。

一方、高齢化率が低いのは、「宮平ハイツ」、「津嘉山」の14.0%、「本部」と「照屋」の15%台となっています。

行政区別高齢化率

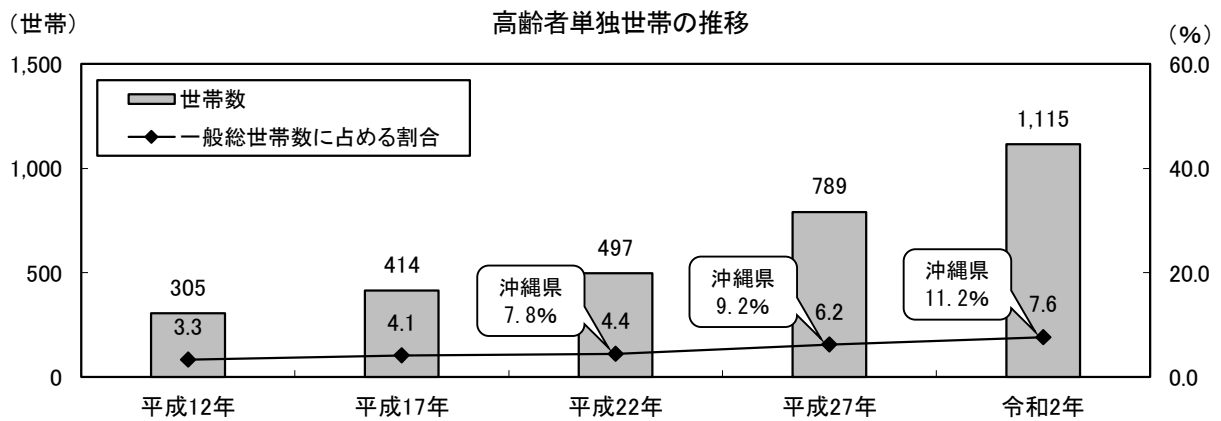
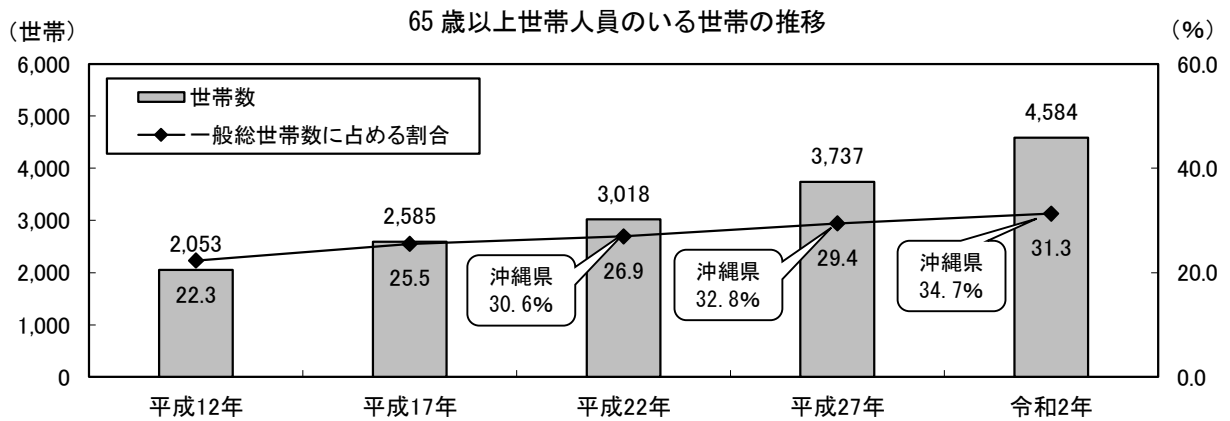
単位：人、世帯、%

	世帯数 (再掲)	人口 (再掲)	65歳以上人口			高齢化率
			前期高齢者	後期高齢者	合計	
与那覇	1,024	2,539	295	234	529	20.8
宮城	404	1,050	146	145	291	27.7
大名	424	1,019	163	111	274	26.9
新川	1,133	2,592	274	252	526	20.3
宮平	2,933	7,590	754	571	1,325	17.5
兼城	2,284	5,746	602	415	1,017	17.7
本部	741	1,832	172	112	284	15.5
喜屋武	506	1,266	167	139	306	24.2
照屋	634	1,639	153	106	259	15.8
津嘉山	4,320	10,670	808	681	1,489	14.0
山川	435	1,149	151	133	284	24.7
神里	365	868	148	134	282	32.5
兼本ハイツ	275	601	104	183	287	47.8
第一団地	160	370	91	48	139	37.6
第二団地	215	482	144	61	205	42.5
東新川	178	257	46	95	141	54.9
北丘ハイツ	141	321	110	49	159	49.5
宮平ハイツ	115	342	36	12	48	14.0
兼平	85	198	52	25	77	38.9
計	16,372	40,531	4,416	3,506	7,922	19.5

資料：住民基本台帳（令和4年10月1日現在）

#### 4. 高齢者のいる世帯

国勢調査から町の「65歳以上世帯人員のいる世帯」、「高齢者単独世帯」の推移をみると、いずれも増え続けており、世帯数は平成12年に比べて令和4年では、「65歳以上世帯人員のいる世帯」が2.2倍、「高齢者単独世帯」が約3.6倍となっています。また、一般総世帯数に占める割合も上昇しており、令和4年では「65歳以上世帯人員のいる世帯」が31.3%、「高齢者単独世帯」が7.6%となっています。沖縄県と比べると、令和4年では「65歳以上世帯人員のいる世帯」、「高齢者単独世帯」ともに町が低いです。

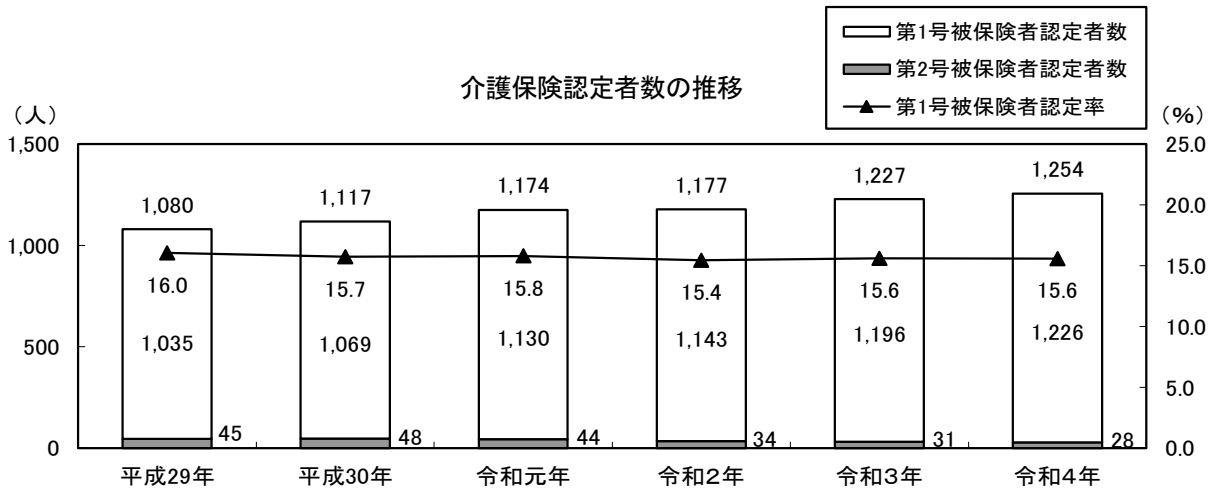


資料：国勢調査

## 5. 介護保険の状況

### (1) 認定者数

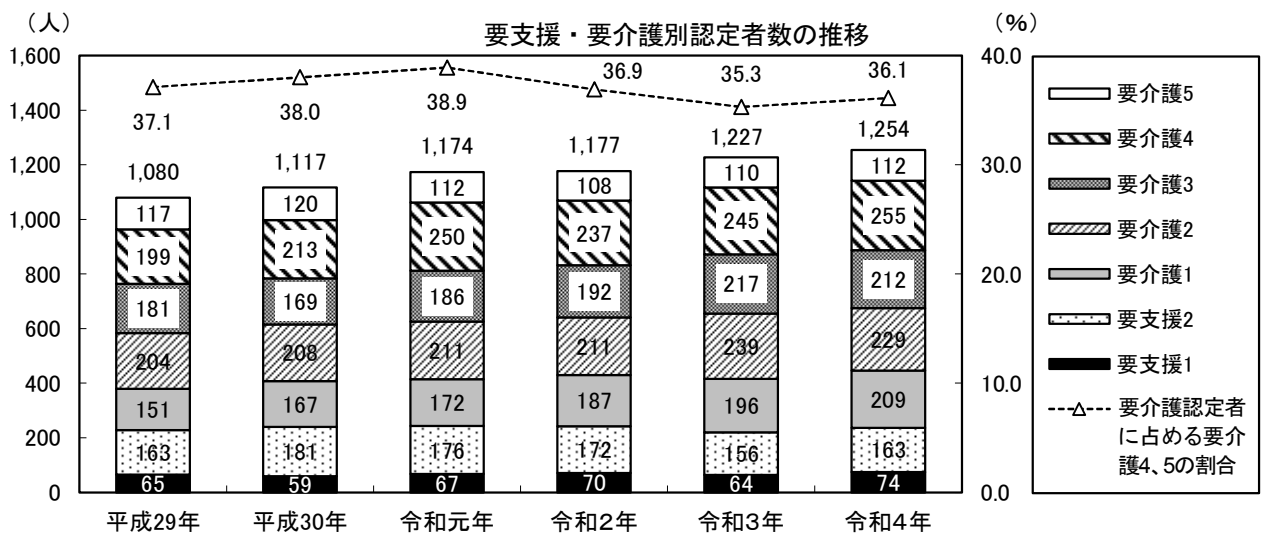
訪問介護や通所介護、老人福祉施設等の「介護保険サービス」を利用するための要支援・要介護認定者数は増え続けており、平成29年度の1,080人に対し、令和4年は1,254人と、この5年間で174人増えています。また、高齢者に占める認定者割合を示す認定率は、平成29年は16.0%でしたが、令和4年には15.6%に減少しています。



資料：介護保険事業状況報告

### (2) 要介護度別認定者数

要介護度別に認定者数を見ると、年々増加傾向となっています。認定者は要介護3以上の重度者が多く、また要介護4、5に当たる割合は、令和4年度で36.1%と、4割近くを占めています。平成30年度以降は各年とも要介護4が最も多くなっています。



資料：介護保険事業状況報告（2号被保険者含む）

### (3) 認知症の状況

認知症の状況をみると、介護保険認定者全体の81.3%(1,338人中、「自立」の251人を除いた1,087人)に何らかの認知症状が見られます。また、介護度が高いほど、認知症の自立度は低くなる傾向にあります。

認知症の自立度は、「Ⅱb」の割合が全体の29.1%と最も高く、次いで「Ⅰ」と「Ⅲa」がいずれも17%台となっています。

#### 介護度と認知症の自立度

単位：人、%

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	
									割合
自立	44	98	3	54	23	21	8	251	18.8
Ⅰ	37	90	10	48	31	21	3	240	17.9
Ⅱa	8	3	60	23	12	12	5	123	9.2
Ⅱb	8	1	153	77	74	60	16	389	29.1
Ⅲa	0	0	6	36	67	73	45	227	17.0
Ⅲb	0	0	0	2	9	16	10	37	2.8
Ⅳ	0	0	0	0	2	28	38	68	5.1
Ⅴ	0	0	0	0	0	0	3	3	0.2
計	97	192	232	240	218	231	128	1,338	100.0

資料：沖縄県介護保険広域連合（令和4年3月末現在）

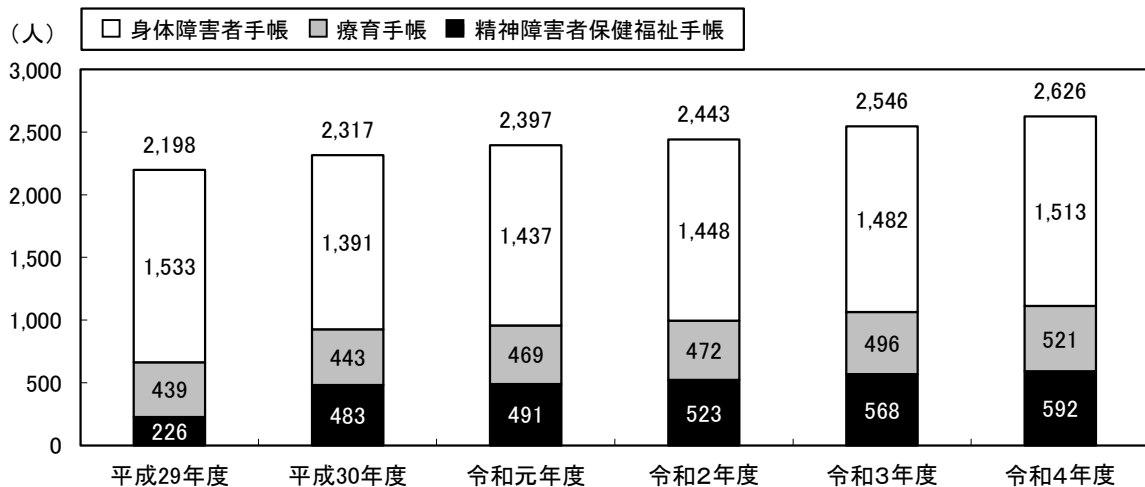
### 3 障がい者の概況

#### 1. 障害者手帳所持者

身体障害者手帳所持者及び療育手帳所持者は増加傾向にあります。また、精神障害者保健福祉手帳所持者は平成 30 年度に 29 年度の 2 倍になっており、その後も微増で推移しています。全体の手帳所持者は、平成 29 年度の 2,198 人に対し、令和 4 年度では 2,626 人と、この 5 年間で約 1.2 倍の増となっています。

各手帳所持者の構成比を見ると、「身体障害者手帳」が最も多く、全体の約 6 割を占めています。「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」は 2 割となっています。

障がい者手帳所持者の推移



単位：%

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
構成比	身体障害手帳	69.7	60.0	59.9	59.3	58.2	57.6
	療育手帳	20.0	19.1	19.6	19.3	19.5	19.8
	精神障害者保健福祉手帳	10.3	20.8	20.5	21.4	22.3	22.5

資料：町保健福祉課（各年度末現在）

精神障がい者の医療費を公費で負担する精神通院医療費(自立支援医療)の支給認定者数を見ると、増加傾向で推移しており、令和 4 年では 1,363 人となっています。

精神通院医療費支給認定者

単位：人

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
支給認定者	1,028	1,083	1,139	1,360	1,285	1,363

資料：町保健福祉課（各年度末現在）

## 2. 身体障がいの種類別人数

身体障がいの種類別人数を見ると、「肢体不自由(上肢・下肢・四肢)」が最も多く、次に「心臓機能障害」となっており、両障害を合わせると、各年とも全体の6割余りを占めています。また、構成比をみると「肢体不自由(上肢・下肢・四肢)」は微減していますが、「心臓機能障害」は横ばい傾向となっています。

身体障がいの種類別人数の推移

単位：人、%

	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		対平成29年度増減
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	
視覚障害	108	7.0	110	7.9	117	8.1	118	8.1	123	8.3	124	8.2	16
聴覚障害	157	10.2	151	10.9	159	11.1	158	10.9	165	11.1	168	11.1	11
音声・言語・咀嚼機能障害	16	1.0	13	0.9	12	0.8	11	0.8	11	0.7	11	0.7	-5
平行機能障害		0.0	1	0.1	1	0.1	1	0.1	1	0.1	1	0.1	1
肢体不自由	591	38.6	523	37.6	540	37.6	536	37.0	548	37.0	553	36.5	-38
上肢・下肢・四肢	512	33.4	449	32.3	469	32.6	466	32.2	473	31.9	477	31.5	-35
体幹機能障害	54	3.5	47	3.4	45	3.1	42	2.9	43	2.9	43	2.8	-11
運動機能障害	25	1.6	27	1.9	26	1.8	28	1.9	32	2.2	33	2.2	8
内部機能障害	661	43.1	593	42.6	608	42.3	624	43.1	634	42.8	656	43.4	-5
心臓機能障害	452	29.5	417	30.0	422	29.4	431	29.8	431	29.1	445	29.4	-7
じん臓機能障害	133	8.7	117	8.4	125	8.7	131	9.0	141	9.5	148	9.8	15
呼吸器機能障害	18	1.2	14	1.0	16	1.1	14	1.0	14	0.9	18	1.2	0
ぼうこう機能障害	47	3.1	34	2.4	33	2.3	36	2.5	35	2.4	32	2.1	-15
直腸・小腸機能障害	4	0.3	3	0.2	3	0.2	3	0.2	3	0.2	3	0.2	-1
免疫機能障害	2	0.1	3	0.2	4	0.3	4	0.3	5	0.3	5	0.3	3
その他	5	0.3	5	0.4	5	0.3	5	0.3	5	0.3	5	0.3	0
合 計	1,533		1,391		1,437		1,448		1,482		1,513		-63

資料：町保健福祉課（各年度末現在）



### 3. 障がいの程度

#### ①身体障がい者

身体障がい者の障がいの程度は、1級が581人と最も多く、続いて4級が286人、3級が243人、2級が233人となっています。

心臓機能障害では、1級、3級、4級が多く、ぼうこう・直腸機能障害では4級がほとんどです。

身体障がいの程度

単位：人

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障害	61	38	6	4	13	2	124
聴覚障害	9	35	16	43	0	65	168
平行機能障害	0	1	0	0	0	0	1
音声・言語・咀嚼機能障害	2	0	3	6	0	0	11
肢体不自由（上肢・下肢・四肢）	116	133	61	83	53	31	477
肢体不自由（体幹機能障害）	20	10	7	1	5	0	43
肢体不自由（運動機能障害）	24	5	0	3	1	0	33
心臓機能障害	208	5	122	110	0	0	445
じん臓機能障害	8	1	6	3	0	0	18
呼吸器機能障害	127	3	17	1	0	0	148
ぼうこう・直腸機能障害	0	0	5	27	0	0	32
小腸機能障害	1	0	0	2	0	0	3
免疫機能障害	0	2	0	3	0	0	5
肝臓機能障害	5	0	0	0	0	0	5
合計	581	233	243	286	72	98	1,513

資料：町保健福祉課（令和5年3月末現在）

#### ②知的障がい者

知的障がい者の障がいの程度をみると、最も軽度の「B2」が203人で約4割、「B1」が125人で2割半ばとなり、これらを合わせた「B判定」が知的障がい者（療育手帳所持者）全体の6割を占めています。

知的障がいの程度

単位：人、%

	人数	
	人数	構成比
A1	65	12.5
A2	128	24.6
B1	125	24.0
B2	203	39.0
合計	521	

資料：町保健福祉課（令和5年3月末現在）

#### ③精神障がい者

精神障がい者の障がいの等級は、「2級」が342人と最も多く、全体の約6割を占めます。

精神障がい者の等級

単位：人、%

	人数	
	人数	構成比
1級	149	25.2
2級	342	57.8
3級	101	17.1
合計	592	

資料：町保健福祉課（令和5年3月末現在）

#### 4. 障がい児の教育・保育

町では、障がいや発達が気になる未就学の子について、早期療育の観点から、親子で通園し、親子の交流や集団生活の訓練、発達に関する指導等を行うために「親子通園事業」を実施しています。毎年10人程度が利用しています。

また、各保育所(園)では特別支援保育を実施しています。近年では、約40人が利用しています。

##### 障がい児の療育・保育

単位：人

施設等名称	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
親子通園事業(ゆうな園)	17	14	11	7	6	11	8	11
保育所(園)	15	20	22	23	23	30	40	50

資料：通園事業は町保健福祉課、保育所(園)は町こども課(各年4月1日現在)

幼稚園に就園する障がいのある子は、平成30年に26人と29年の2倍に増加し、その後横ばい傾向で推移し、令和4年では24人となっています。

##### 幼稚園

単位：人

名称	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
幼稚園	8	12	17	26	23	25	29	24

資料：町教育委員会(各年5月1日現在)

町には、通常の学級における教育では、十分な教育効果を上げることが困難な児童生徒のために、小学校・中学校に「特別支援学級」が設置されています。

また、特別支援学級は、障がいの状況に応じて「知的」、「言語」、「情緒」、「肢体」、「病弱」、「難聴」の学級を設置しており、「情緒」の児童・生徒数が多くなっています。

児童・生徒数は、増加傾向にあり、平成30年の137人に対し、令和4年では226人と89人増えています。

##### 特別支援学級

単位：人

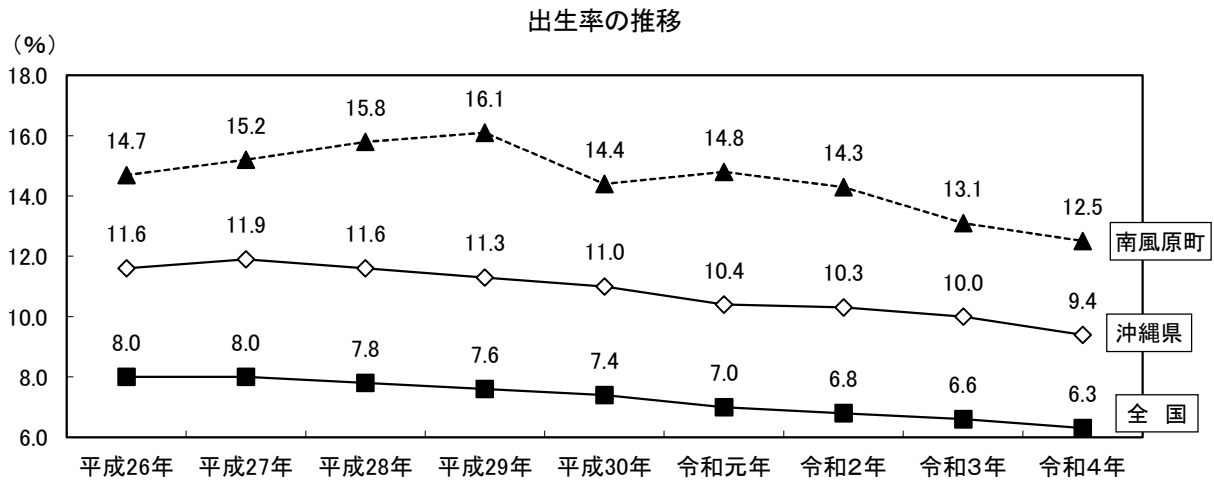
	平成30年						令和元年						令和2年					
	知的	言語	情緒	肢体	病弱	難聴	知的	言語	情緒	肢体	病弱	難聴	知的	言語	情緒	肢体	病弱	難聴
小学校	34	8	53	1	1	1	38	10	61	1	1	1	39	10	66	1	2	1
中学校	22	0	17	0	0	0	24	0	30	1	0	0	25	0	37	1	0	1
計	56	8	70	1	1	1	62	10	91	2	1	1	64	10	103	2	2	2
合計	137						167						183					
	令和3年						令和4年											
	知的	言語	情緒	肢体	病弱	難聴	知的	言語	情緒	肢体	病弱	難聴	知的	言語	情緒	肢体	病弱	難聴
小学校	41	10	88	2	3	1	45	13	102	1	5	1						
中学校	21	0	40	1	0	1	18	0	40	0	0	1						
計	62	10	128	3	3	2	63	13	142	1	5	2						
合計	208						226											

資料：学校教育課(各年5月1日現在)

## 4 子どもの概況

### 1. 出生率

町の出生率は、沖縄県、全国より高い位置で推移しており、令和4年では沖縄県より3.1ポイント、全国より6.2ポイント高くなっています。

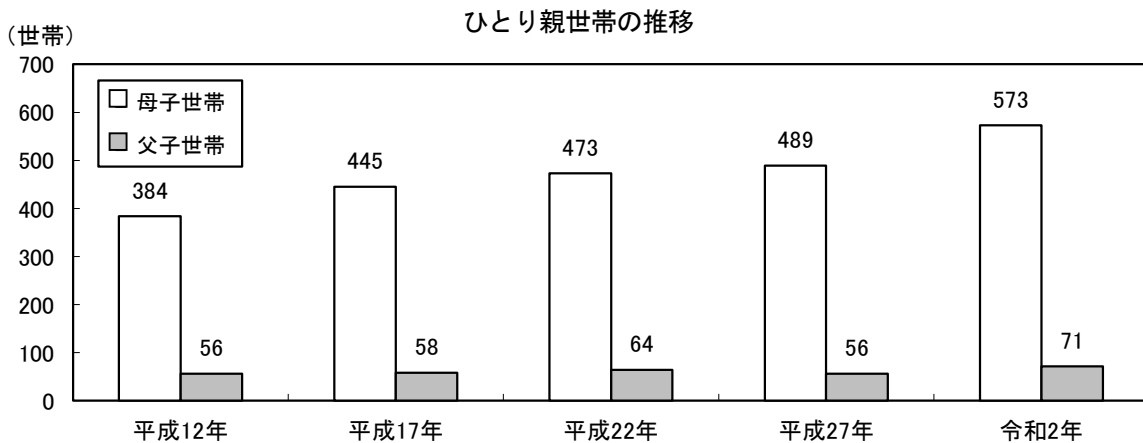


資料：平成26年～令和2年：沖縄県の母子保健  
 令和3年～令和4年：沖縄県衛生統計年報（県・南風原町）、人口動態調査（全国（令和4年のみ概数））  
 出生率：1年間の出生数／10月1日現在の人口×1000

### 2. ひとり親世帯

国勢調査より、ひとり親世帯の状況を見ると、母子世帯が増加傾向にあり、平成12年の384世帯から、令和2年では573世帯と約1.5倍の増となっています。

父子世帯は横ばい傾向でしたが、令和2年では71世帯とやや増えています。



資料：国勢調査  
 18歳未満の親族がいる世帯の世帯数

### 3. 保育所(園)

#### (1) 認可保育園児数

町内には、24の認可保育園(町立含む)があります。令和4年4月では、定員2,075人に対し2,065人を受け入れています。年齢別に見ると、1歳児から3歳児までが各400人を超えており、特に2歳が463人で最も多くなっています。なお、0歳児については産休や育休明けによる年度途中の入所希望が増える傾向となっています。

保育所(園)児数

単位：人

保育所(園)	定員数	入所児数	年齢別					
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
宮平保育所	60	52	6	8	12	15	11	0
津嘉山保育園	160	131	15	30	30	33	21	2
かねぐすく保育園	100	99	9	13	18	22	22	15
はなぞの保育園	141	139	9	30	30	30	22	18
若夏保育園	120	113	11	23	28	28	23	0
みつわ保育園	136	143	15	28	28	28	20	24
さんご保育園	180	185	15	36	36	38	34	26
はえばる保育園	150	146	12	34	36	36	28	0
マイフレンズ保育園	120	107	9	24	24	24	18	8
ていだ保育園	120	121	17	24	24	30	26	0
なのはな保育園	120	107	2	24	24	24	20	13
よなは保育園	97	92	8	18	18	18	17	13
ももの木保育園	60	73	6	12	17	18	20	0
やまがわ保育園	107	107	11	24	24	29	19	0
やまびこ保育園	60	63	9	10	14	15	15	0
明星保育園	90	101	10	18	17	22	28	6
よなは第2保育園	72	103	15	18	18	18	18	16
開邦幼稚園	78	78	0	0	12	21	19	26
よいサマリヤ人保育園	10	9	0	3	6	0	0	0
めだか保育園	18	20	0	9	11	0	0	0
くわの実保育園	19	21	3	9	9	0	0	0
たいようのおか保育園	19	21	5	5	11	0	0	0
ぱすてる保育園	19	19	1	9	9	0	0	0
ひまわり保育園	19	15	2	6	7	0	0	0
小計	2,075	2,065	190	415	463	449	381	167

資料：町子ども課（令和4年4月1日現在）

## (2) 待機児童数

町内の保育所等待機児童数は、令和4年度で16人となっており、令和元年をピークに減少傾向にあり、過去10年の中で最も少ない人数となっています。

### 待機児童数の推移

単位：人

	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
要保育児数	1,401	1,492	1,619	1,743	1,769	1,919	2,179	2,199	2,201	2,154
保育所(園)入所児数	1,356	1,405	1,440	1,498	1,534	1,713	1,861	1,894	2,046	2,066
待機児童数	23	49	127	188	150	194	208	194	40	16
待機率	1.6	3.3	7.8	10.8	8.5	10.1	9.5	8.8	1.8	0.7

資料：町子ども課（各年4月1日現在）

## 4. 幼稚園児・小学生・中学生の人数

町の幼稚園就園児は、平成27年までは毎年300人台で推移しており、その後の4歳児の受け入れ開始や人口増等で令和元年度までは増加していますが、近年は減少傾向となっています。

また、小学生は平成25年の2,700人台から増加し続け、30年には3,000人を超え、令和4年には3,321人となっています。

中学生は令和2年までは1,300人台で推移していますが、令和3年には1,400人台となっています。

### 幼稚園児・小中学校児童・生徒の推移

単位：人

施設名		平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
幼稚園	南風原幼稚園	76	90	81	123	146	168	133	137	149	131
	津嘉山幼稚園	122	119	134	160	210	204	185	161	184	194
	北丘幼稚園	98	100	75	115	155	147	124	114	99	111
	翔南幼稚園	44	51	61	89	79	92	85	85	103	69
	計	340	360	351	487	590	611	527	497	535	505
小学校	南風原小学校	720	705	757	771	815	804	838	872	878	916
	津嘉山小学校	726	757	760	778	818	853	898	917	928	932
	北丘小学校	812	838	862	850	848	893	900	916	924	931
	翔南小学校	473	451	453	461	484	483	503	535	546	542
	計	2,731	2,751	2,832	2,860	2,965	3,033	3,139	3,240	3,276	3,321
中学校	南風原中学校	769	782	742	730	738	768	794	799	849	830
	南星中学校	586	600	588	599	551	559	565	594	616	628
	計	1,355	1,382	1,330	1,329	1,289	1,327	1,359	1,393	1,465	1,458
計	4,426	4,493	4,513	4,676	4,844	4,971	5,025	5,130	5,276	5,284	

資料：南風原町の教育（各年5月1日現在）

## 5 まとめ

### 【人口・世帯数】

- ・総人口や総世帯数は増加を続けている。令和4年10月現在の総人口は40,531人、総世帯数が16,372世帯である。平成25年と比べ、総人口が約4,130人、総世帯数が約3,201世帯増加している。
- ・総人口に占める65歳以上の高齢者の割合は令和4年で19.5%であり、平成29年の16.8%より上昇している。県や国より低い但至少つ上昇している。
- ・地区別に見ると、人口や世帯数は「津嘉山」が最も多く、「宮平」「兼城」がこれに続いている。この3地区で総人口の約6割を占めている。
- ・1世帯あたりの人数が最も多いのは「宮平ハイツ」の2.97人(令和4年)であるが、平成29年は3.38人であり減少している。また、最も1世帯あたりの人数が少ないのは「東新川」で令和4年で1.44人(平成29年は1.49人)となっている。
- ・町内の外国人が近年増えてきている。最も多いのはベトナムでありその他にも中国や東南アジアから来ている人が多い。

### 【人口動態(出生死亡／転入転出)】

- ・町では、出生数が死亡数を上回っている。また、転入と転出では、平成28年から令和2年までは転入数が転出数を上回っていたが、令和3年以降は転出数が転入数を上回っている。町の人口増は、令和3年以降は、出生による増加によるものとなっている。

### 【世帯構成】

- ・単独世帯(一人暮らし)の割合が増えてきており、令和2年では27%(国勢調査より)と、約3割を占めている。
- ・65歳以上の高齢者がいる世帯の割合も上昇しており、平成27年の38.6%が、令和2年には43.8%と、4割を超えている。

### 【生活保護】

- ・生活保護を受けている世帯は、令和4年で490世帯と、平成28年以降年々増加している。保護率は令和4年で14.6%※となっている。※ %o=パーミル(千分率)
- ・生活保護を受けている世帯は、以前は「傷病・障がい者世帯」が最も多かったが、平成29年以降は「高齢者世帯」がこれを上回っている。

### 【高齢者】

- ・町の高齢者数は令和4年10月で7,922人。75歳未満の前期高齢者が55.7%、75歳以上の後期高齢者が44.3%となっている。
- ・高齢化率を地区別に見ると、最も高いのは「東新川」の54.9%。また「北丘ハイツ」が49.5%、「兼本ハイツ」が47.8%でこの2行政区も高い。
- ・「東新川」は一人あたり世帯人員が1.44と低いので、一人暮らし高齢者の割合も高いと考えられる。
- ・高齢者の一人暮らし世帯数は令和2年で1,115世帯。総世帯に占める割合は7.6%。県よりは低い

が、上昇傾向となっている。

### 【介護保険サービス】

- ・介護保険サービスの認定者数は令和4年度で1,254人。第1号被保険者の認定率は15.6%。
- ・重度者(要介護4と要介護5)の占める割合は36.1%で、認定者の4割弱が重度となっている。
- ・認定者の中の81.3%に何らかの認知症状が見られる。

### 【障がい者】

- ・町の障がい者数は令和4年度末で2,626人。身体障がい者が約6割を占めている。知的障がい者、精神障がい者はともに約2割となっている。
- ・精神に関しては、通院医療費の支給を受けている認定者数が令和4年で1,363人となっており、手帳を所持していないが精神疾患を抱えている人が多いことがわかる。
- ・身体障がい者の障害部位では、「上肢・下肢・四肢」が31.5%、「心臓機能障害」が29.4%であり、これら2つが高くなっている。
- ・障がい児の教育や保育については、認可保育園では、特別支援保育の利用者は、令和2年度以降、急増しており、令和4年度では50人となっている。公立幼稚園では平成30年度以降、障がいのある児童が毎年度20人台となっている。小中学校の特別支援学級では、令和4年度が226人で、毎年増加している。

### 【児童】

- ・町の出生率は、令和4年で12.5%となっており、県や全国より高いものの、徐々に低下している。
- ・ひとり親世帯は令和2年で644世帯あり、母子家庭が573世帯、父子家庭が71世帯となっている。
- ・母子家庭は、平成12年の約1.5倍に増えている。
- ・認可保育園では平成4年4月の定員は2,075人となっており、待機児童は16人と、過去10年で最も少ない。
- ・公立幼稚園の園児数は令和4年4月で506人となっており、年によって増減はあるが、令和3年、令和4年は500人を上回っている。

資料 2 諮問書



資料 3 答申書

## 資料4 第二次計画の評価

### 1 第二次南風原町地域福祉推進計画の進捗状況報告（令和元年度～令和4年度）

#### 第二次南風原町地域福祉推進計画（ちむぐるプラン） （令和元年度事業・活動評価）進捗状況報告

令和元年度から令和5年度までを計画期間とする第二次南風原町地域福祉推進計画の中では「ちむぐるで笑顔あふれる福祉のまち南風原」を基本理念とし、3つの基本目標を掲げ目標達成に向けてそれぞれの基本施策を柱に具体的な取り組み事項を計画策定しております。今回、第二次南風原町地域福祉推進計画で定めた施策の取り組み事項や進捗状況を把握するため、令和元年度の進捗状況の検証・評価を行いました。評価方法及び結果は以下のとおりです。

評価の基準：

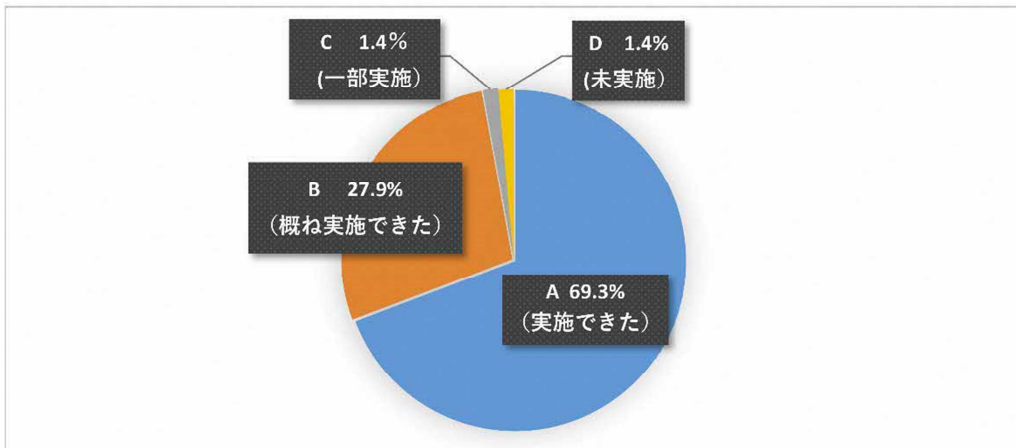
- A・実施できた（概ね90%～100%）
- B・概ね実施することができた（概ね、60%～90%未満）
- C・一部しか実施できなかった（概ね60%未満）
- D・実施できなかった

#### （評価結果）

##### 基本目標の総合評価

基本目標	A	B	C	D	計
1.共に支え合えるまちづくり	60	23	0	1	84
2.自分らしく自立して暮らせるまちづくり	71	25	1	0	97
3.安全・安心な人にやさしいまちづくり	13	10	2	2	27
実施項目合計	144	58	3	3	208
(割合)	69.3%	27.9%	1.4%	1.4%	100%

##### 基本目標の進捗状況割合



第二次南風原町地域福祉推進計画（ちむぐるプラン）  
（令和3年度事業・活動評価）進捗状況報告

令和元年度から令和5年度までを計画期間とする第二次南風原町地域福祉推進計画の中では「ちむぐるで笑顔あふれる福祉のまち南風原」を基本理念とし、3つの基本目標を掲げ目標達成に向けてそれぞれの基本施策を柱に具体的な取り組み事項を計画策定しております。今回、第二次南風原町地域福祉推進計画で定めた施策の取り組み事項や進捗状況を把握するため、令和3年度の進捗状況の検証・評価を行いました。評価方法及び結果は以下のとおりです。

評価の基準：

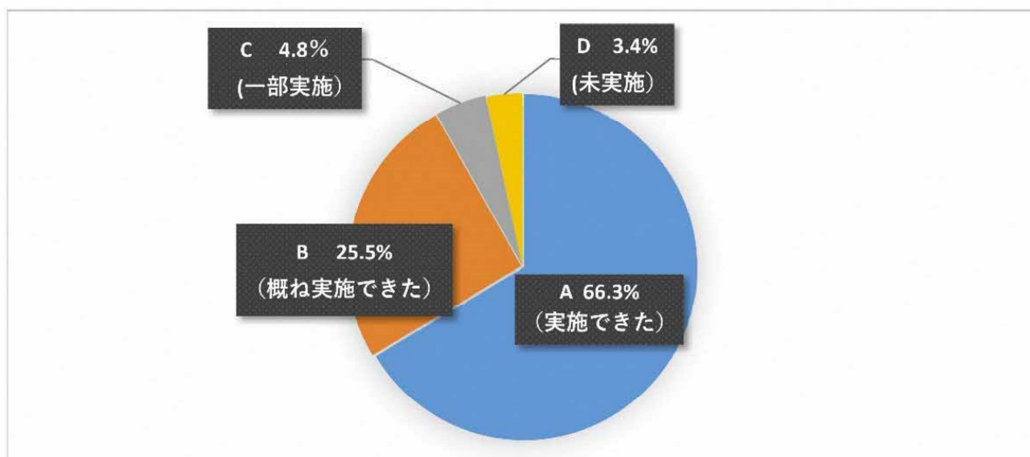
- A・実施できた（概ね90%～100%）
- B・概ね実施することができた（概ね、60%～90%未満）
- C・一部しか実施できなかった（概ね60%未満）
- D・実施できなかった

**（評価結果）**

基本目標の総合評価

基本目標	A	B	C	D	計
1.共に支え合えるまちづくり	41	29	7	1	81
2.自分らしく自立して暮らせるまちづくり	79	17	1	0	97
3.安全・安心な人にやさしいまちづくり	15	7	2	3	27
<b>実施項目合計</b>	<b>138</b>	<b>53</b>	<b>10</b>	<b>7</b>	<b>208</b>
(割合)	66.3%	25.5%	4.8%	3.4%	100%

基本目標の進捗状況割合



第二次南風原町地域福祉推進計画（ちむぐくるプラン）  
（令和4年度事業・活動評価）進捗状況報告

令和元年度から令和5年度までを計画期間とする第二次南風原町地域福祉推進計画の中では「ちむぐくるで笑顔あふれる福祉のまち南風原」を基本理念とし、3つの基本目標を掲げ目標達成に向けてそれぞれの基本施策を柱に具体的な取り組み事項を計画策定しております。今回、第二次南風原町地域福祉推進計画で定めた施策の取り組み事項や進捗状況を把握するため、令和4年度の進捗状況の検証・評価を行いました。評価方法及び結果は以下のとおりです。

評価の基準：

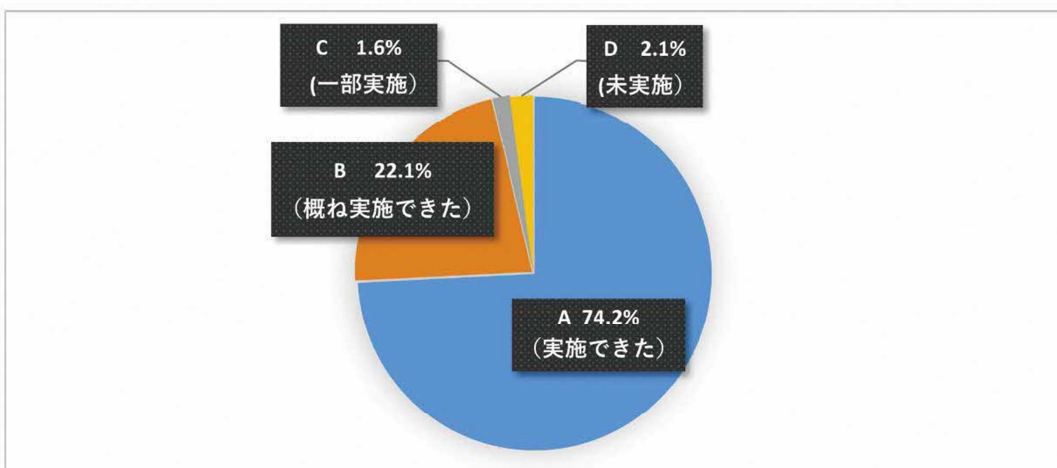
- A・実施できた（概ね90%～100%）
- B・概ね実施することができた（概ね、60%～90%未満）
- C・一部しか実施できなかった（概ね60%未満）
- D・実施できなかった

**（評価結果）**

基本目標の総合評価

基本目標	A	B	C	D	計
1.共に支え合えるまちづくり	55	21	1	2	79
2.自分らしく自立して暮らせるまちづくり	71	14	1	0	86
3.安全・安心な人にやさしいまちづくり	15	7	1	2	25
<b>実施項目合計</b>	<b>141</b>	<b>42</b>	<b>3</b>	<b>4</b>	<b>190</b>
(割合)	74.2%	22.1%	1.6%	2.1%	100%

基本目標の進捗状況割合



※令和2年度は、新型コロナウイルスの蔓延のため、事業未実施等多くある等の理由により、評価を行っていない。

## 資料5 町民意識調査結果

### 1 調査の概要

#### 1. 調査の目的

- ・第3次計画を策定するにあたり、町民の地域福祉に関する意識や地域活動等への参加状況、地域福祉推進における課題等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として町民意識調査を実施した。

#### 2. 調査の実施方法

##### (1) 調査の対象者

- ・本調査の対象者は、町内在住の20歳以上とし、町の住民基本台帳より3,100人を無作為に抽出。

##### (2) 調査方法

- ・郵送による配布・回収およびWebアンケート

##### (3) 調査期間

- ・令和5年2月2日～令和5年2月24日

##### (4) 回収率

- ・調査対象者数：3,100件                      総回収数：1,165件                      回収率 37.6%

〔 うち			
	紙による調査の回収状況	回収数：784件	回収率 25.3%
	Webによる回収状況	回収数：381件	回収率 12.3%

##### (5) 調査項目

- ・基本的なことについて（小学校区、性別、年齢、職業、世帯構成、住宅の種類 など）
- ・地域との関わりについて（居住年数、自治会への加入、住みごころ、近所付き合い、孤立 など）
- ・困っていることや相談について（生活の不安、相談相手 など）
- ・福祉への関心と情報について（地域の福祉情報の入手方法 など）
- ・地域福祉の推進について（地域福祉を実現していく上での問題点、学びの機会の参加の有無、参加したい内容、福祉の充実で必要なこと）
- ・福祉サービスの利用について（不都合や不満の有無、内容 など）
- ・地域福祉に関連する用語について（社会福祉協議会、民生委員・児童委員の周知状況 など）
- ・成年後見制度等について（成年後見制度、日常生活自立支援事業の認知度 など）

## 2 調査結果より抜粋

### (1) 世帯構成

問6 あなたの世帯構成は次のどれですか。

世帯構成は、「夫婦と未婚の子のみの世帯」の割合が43.5%と最も高く、次いで「夫婦のみ世帯」が21.2%、「ひとり暮らし」が12.7%と続きます。

※以下、世帯構成の表記は、「夫婦のみ世帯」を「夫婦のみ」、「夫婦と未婚の子のみの世帯」を「夫婦と子」、「ひとり親と未婚の子のみの世帯」を「ひとり親と子」、「三世代世帯(親、子、孫の同居世帯)」を「親・子・孫」、「その他の世帯」を「その他」とします。

#### ●前回アンケート結果より

・世帯構成は、「夫婦と未婚の子のみの世帯」が40.7%と最も高く、これに「ひとり親と未婚の子のみの世帯」の7.0%を合わせると、核家族世帯が全体の47.7%を占めます。続いて「夫婦のみ世帯」が18.9%、「ひとり暮らし」が15.0%、「三世代世帯(親、子、孫の同居世帯)」が8.3%となっています。

年代別にみると、「夫婦と子」世帯の割合は年代が高くなるほどおおむね低くなる傾向にあり、特に「50代」から「60代」にかけて大きく低下しています。

「夫婦のみ」と「ひとり暮らし」世帯の割合は、40代から70代にかけて年代が上がるとともに高くなる傾向があり、「夫婦のみ」世帯は、「40代」では6.2%だったものが「70代」では43.9%に、「ひとり暮らし」世帯も、「40代」で6.2%であったものが「70代」では22.6%となっています。

#### ●前回アンケート結果より

・「夫婦と子」は、年代が高いほど割合は低くなる傾向にあり、特に「50代」から大きく低下します。  
・「夫婦のみ」は、年代が高いほど割合は高くなる傾向にあり、「40代」までは10%未満ですが、「50代」以降では20%以上あります。特に、「60代」が39.3%と最も高くなっています。  
・「ひとり暮らし」も年代が高いほど割合も高く、「50代」、「60代」で10%半ば、70代以上の割合が20%以上と高くなり、中でも「80代」は28.8%となっています。

## (2) 住宅の種類

問8 あなたがお住まいの住宅は次のうちどれですか。

現在の住まいは、「持ち家(一戸建て)」の割合が 53.1%と最も高く、次に「賃貸のアパート、マンション等」が 34.4%となっています。

●前回アンケート結果より

- ・住宅の種類は、「持ち家(一戸建て)」が 52.1%と最も高く、次に「賃貸のアパート、マンション等」が 36.3%となっています。

年代別にみると、「持ち家(一戸建て)」の割合は、他の年代に比べれば、「20代」と「30代」が3割前後と低いものの、「40代」以降は年代が上がるほど高くなり、「80代以上」では8割を超えています。一方、「賃貸のアパート、マンション等」は「20代」(59.1%)と「30代」(60.1%)で半数以上を占めており、それに対し、「80代以上」では1割未満となっています。

●前回アンケート結果より

- ・年代別にみると、「持ち家(一戸建て)」は「20代」から「40代」が20～30%台と低く、「50代」以降年代が高いほど割合も高くなり、「80代」では82.2%となっています。
- ・「賃貸のアパート、マンション等」は若い世代で割合は高く、特に「20代」が60.4%、「30代」は62.1%と半数以上を占めています。それに対し、「80代」では8.2%となっています。

小学校区別でみると、「持ち家(一戸建て)」の割合は「翔南小学校区」が64.3%と最も高く、次いで「北丘小学校区」が62.2%、「南風原小学校区」が57.1%、「津嘉山小学校区」が32.6%と続き、「津嘉山小学校区」では「持ち家(一戸建て)」の割合が低くなっています。

「賃貸のアパート、マンション等」は「津嘉山小学校区」が53.5%と最も高く、次いで「南風原小学校区」が30.6%、「北丘小学校区」が27.3%、「翔南小学校区」が23.0%と続きます。

●前回アンケート結果より

- ・小学校区別では、「持ち家(一戸建て)」は「翔南小学校区」が65.1%と最も高く、次に「北丘小学校区」の59.2%、「南風原小学校区」は58.0%となっています。「津嘉山小学校区」が29.8%と最も低くなっています。
- ・「賃貸のアパート、マンション等」は「津嘉山小学校区」が52.5%と最も高く、次に「北丘小学校区」の34.5%、「南風原小学校区」は32.9%となっています。「翔南小学校区」が20.4%と最も少なくなっています。

世帯構成別にみると、「持ち家(一戸建て)」の割合は「親・子・孫」の三世代世帯が82.6%と最も高く、続いて「夫婦のみ」の世帯が68.4%、「その他」の世帯が55.0%となっています。また、「ひとり暮らし」が31.1%と最も低くなっています。

一方、「賃貸のアパート、マンション等」は「ひとり暮らし」が49.3%と最も高く、次に「夫婦と子」のいる世帯が40.2%、「ひとり親と子」のいる世帯が33.8%となっています。また、「親・子・孫」の三世代世帯が7.6%と最も低くなっています。

●前回アンケート結果より

・世帯構成別にみると、「持家(一戸建て)」は「親・子・孫」の三世代世帯が84.9%と最も高く、続いて「その他」の世帯が65.9%、「夫婦のみ」の世帯が65.3%となっています。また、「ひとり暮らし」が34.2%と最も低くなっています。

・「賃貸のアパート、マンション等」は「ひとり暮らし」が54.2%と最も高く、次に「ひとり親と子」のいる世帯が43.1%、「夫婦と子」のいる世帯が42.8%で、「親・子・孫」の三世代世帯が9.3%と最も低くなっています。

### (3) 出身地

問9 あなたの出身地を教えてください。

出身地は、「南風原町以外の県内」の割合が55.5%と最も高く、次いで「南風原町」が37.3%、「県外」が6.5%、「外国」が0.1%となっています。

小学校区別にみると、「南風原町」の出身者の割合は、「翔南小学校区」が50.2%、「津嘉山小学校区」が36.5%、「北丘小学校区」が33.9%、「南風原小学校区」が33.7%で、「翔南小学校区」が最も高くなっています。

一方、「南風原町以外の県内」の出身者は「北丘小学校区」が59.5%、「南風原小学校区」が58.8%と高く、「翔南小学校区」が44.1%と最も低くなっています。また、「県外」出身者の割合は「津嘉山小学校区」が8.0%と最も高くなっています。

●前回アンケート結果より

・「南風原町」が37.5%となっております。町外出身者では、「南風原町以外の県内」が55.8%と最も高く、「県外」の6.1%、「外国」の0.2%を合わせると全体の62.1%を占めます。

・小学校区別にみると、「南風原町」の出身者は「翔南小学校区」が50.0%と最も高く、次に「津嘉山小学校区」が37.4%となっています。また、「南風原小学校区」が33.7%と最も低くなっています。

・「南風原町以外の県内」の出身者は「北丘小学校区」が57.7%、「南風原小学校区」が57.6%と高く、「翔南小学校区」が46.2%と最も低くなっています。また、「県外」の出身者は「南風原小学校区」が8.2%と最も高くなっています。



#### (4) 居住年数

問 10 あなたは、南風原町に何年(令和5年1月1日現在)ほどお住まいですか。

南風原町における居住年数について、全体では、「30年以上」の割合が40.8%と最も高く、次いで「20年～30年未満」が17.8%、「5年～10年未満」が9.4%と続いています。

年代別にみると、居住年数が「30年以上」の割合は年代が上がるとともに高くなる傾向にあり、「30代」から「50代」は20～30%台ですが、「60代」では60%半ば、70代以上では70%台となっています。また、「20年～30年未満」の割合は「20代」が43.5%と最も高く、次に「50代」が25.6%となっているほか、「1年未満」と「1～3年未満」の割合は年代が高いほど低くなる傾向があります。

##### ●前回アンケート結果より

- ・居住年数については、「30年以上」が43.3%と最も高く、次に「20年～30年未満」が14.2%となっています。20年以上住んでいる方は57.5%、10年以上住んでいる方は72.9%います。
- ・「30年以上」は年代が上がるとともに高くなる傾向にあり、「30代」から「50代」は20～30%台ですが、「60代」、「70代」は70%台、「80代」は最も高く84.9%となっています。
- ・「20年～30年未満」は「20代」が44.8%と最も高く、次に「50代」が20.7%となっています。
- ・「1年未満」、「1～3年未満」は年代が高いほど割合は低くなっています。

小学校区別にみると、居住年数が「30年以上」の割合は、「翔南小学校区」が50.2%と最も高く、次いで「北丘小学校区」が47.1%、「南風原小学校区」が40.5%の順で、「津嘉山小学校区」は28.2%と最も低くなっています。なお、居住年数が「20年～30年未満」の割合は「南風原小学校区」が20.7%と最も高く、次に「北丘小学校区」が18.3%となっています。

##### ●前回アンケート結果より

- ・小学校区別にみると、「30年以上」は、「翔南小学校区」が54.8%と高く、次に「北丘小学校区」が44.5%、「南風原小学校区」が42.4%となり、「津嘉山小学校区」が35.5%と最も低くなっています。
- ・「20年～30年未満」は「北丘小学校区」が19.1%と最も高く、次に「南風原小学校区」が14.8%となっています。

## (5) 自治会への加入状況

問11 あなたの世帯は、地域の自治会に加入していますか。

自治会への加入について、全体では、「加入している」割合が50.8%、「加入していない」割合が43.9%と加入世帯が約半数を占めています。

年代別にみると、「加入している」割合は、おおむね年代が上がるとう高くなる傾向にあり、特に「30代」と「40代」との間で急激に高くなっています。なお、最も低い「30代」が23.2%であるのに対し、「70代」では75.0%と世代間で加入状況に大きな違いがあります。

### ●前回アンケート結果より

- ・自治会への加入については、「加入している」が53.8%、「加入していない」が35.1%と加入世帯が半数を占めます。
- ・年代別にみると、「加入している」は年代があがると割合も高くなり、「20代」が28.1%であるのに対し、「80代」では82.2%となっています。逆に、「加入していない」は年代が高くなるほど割合は低くなる傾向にあります

行政区別にみると、今回調査では「宮平ハイツ」が90.9%と最も高く、次いで「兼本ハイツ」が87.5%と続いています。そのほか、「東新川」と「兼平」以外の行政区では全てが80%未満で、加入率が最も低い「本部」は31.3%となっています。

### ●前回アンケート結果より

- ・行政区別に自治会加入率（「加入している」の割合）をみると、「北丘ハイツ」が対象者が少ないものの100.0%となっています。次いで「兼本ハイツ」が90.0%、「第一団地」、「第二団地」が87.5%、そのほかの行政区は80%未満となっています。加入率が最も低いのは「本部」で31.1%となっています。

小学校区別にみると、自治会へ「加入している」割合は、「翔南小学校区」が64.8%と最も高く、「南風原小学校区」と「北丘小学校区」は50%台、「津嘉山小学校区」が32.9%で、「津嘉山小学校区」の自治会加入率が低いことが見てとれます。

住宅の種類別にみると、自治会へ「加入している」割合は、「持ち家（一戸建て）」、「公営住宅（団地等）」で、それぞれ70%以上と高く、次に「借家（一戸建て）」が50.0%となっています。また、「賃貸のアパート、マンション等」では加入率が11.5%と最も低くなっており、賃貸住宅入居者に対し自治会加入を促進する必要性がうかがえます。

### ●前回アンケート結果より

- ・住宅の種類別に加入率をみると「公営住宅（団地等）」90.0%と最も高く、公営住宅によっては規約等で自治会への加入が定められていることがうかがえます。次に「持ち家（一戸建て）」が78.3%、「社宅・官舎、公舎」が42.9%、「借家（一戸建て）」が40.0%となっています。

## (6) 自治会に加入していない理由

問 12 自治会に「加入していない」のはどうしてですか。

「(5)自治会への加入状況」で、「加入していない」と答えた方にその理由を尋ねたところ、「仕事等でゆとりがなく自治会活動に参加できないから」の割合が30.7%と最も高く、次いで「必要性を感じないから」が15.8%、「自治会活動がわからないから」が11.5%と続きます。

なお、「加入方法がわからないから」が6.8%、「加入したいが自治会からの勧誘がないから」が2.1%、合わせると1割弱の方が加入の意志はあるが機会を得られず加入していない可能性があります。問い合わせ先の周知や加入促進策の推進が必要な状況がうかがえます。

### ●前回アンケート結果より

・自治会に「加入していない」理由については、「仕事等でゆとりがなく自治会活動に参加できないから」が35.3%と最も高くなっています。続いて「必要性を感じないから」が13.8%、「自治会活動がわからないから」が9.6%で比較的高くなっています。

世帯構成別にみると、「仕事等でゆとりがなく自治会活動に参加できないから」の割合が全体的に高くなっていますが、「夫婦と子」世帯、「親・子・孫」世帯は特に高く、いずれも3割台半ばとなっています。

そのほか、「必要性を感じないから」の割合が、「ひとり暮らし」で24.4%、「夫婦のみ」で21.5%と比較的高く、「自治会活動がわからないから」は「夫婦のみ」、「夫婦と子」、「ひとり親と子」、「親・子・孫」でそれぞれ1割台半ばとやや高くなっています。

### ●前回アンケート結果より

・世帯構成でみると、「仕事等でゆとりがなく自治会活動に参加できないから」では「ひとり親と子」と「夫婦と子」が高く、40%半ばあります。  
・「必要性を感じないから」は、「ひとり暮らし」が18.7%と最も高く、次に「夫婦のみ」が18.4%となっています。

## (7) 地域の住みごこち

問 13 あなたは、南風原町の住みごこちについてどう思いますか。

南風原町の住みごこちについて尋ねたところ、「住みよい」の割合が45.8%と最も高く、次いで「とても住みよい」が41.6%、「どちらともいえない」が10.5%と続いています。

小学校区別にみると「とても住みよい」と「住みよい」を合わせた割合は、「津嘉山小学校区」が90.7%と最も高く、「南風原小学校区」、「北丘小学校区」、「翔南小学校区」はそれぞれ80%台となっています。

### ●前回アンケート結果より

- ・南風原町の住みごこちについてどう思うかについては、「住みよい」が48.2%と最も高く、「とても住みよい」が39.9%で、合わせると88.1%の方が住みよいと答えています。一方、「どちらともいえない」が10.2%、「住みにくい」は0.8%と答えています。
- ・小学校区別にみると「とても住みよい」と「住みよい」を合わせた割合に大きな違いはありませんが、「とても住みよい」は、「南風原小学校区」が46.5%、次いで「津嘉山小学校区」が43.0%と高く、「翔南小学校区」と「北丘小学校区」では30%台となっています。

年代別にみると、「とても住みよい」と回答した人の割合が高いのは「20代」と「30代」で半数以上を占めています。一方、「60代」と「70代」ではいずれも3割弱と他の年代と比較すると低くなっています。

「住みよい」と「とても住みよい」を合わせると、最も高い「20代」で9割以上に達し、他の年代でも全て8割を超えています。

### ●前回アンケート結果より

- ・「とても住みよい」が高いのは「20代」から「40代」で半数程度ありますが、50代以上は30%程度となっています。
- ・「住みよい」と「とても住みよい」を合わせた割合が高いのは「40代」で91.6%、「20代」、「30代」と「80代」でも80%台後半～90%程度と高くなっており、そのほかの年代でも85%程度となっております。

## (8) 隣近所との関係

問 15 あなたと隣近所との関係は次のどれに近いですか。

隣近所との関係について尋ねたところ、「あいさつをする程度」の割合が 51.0%と最も高く、「たまに立ち話をする程度」の 28.4%と合わせると 79.4%となり、町民の多くは、あいさつやたまに立ち話をする程度の近所つきあいをしていることが分かります。なお、「つきあいはほとんどない」人の割合は 1 割強となっています。

一方、「お互い誘い合って集まる」の割合は 3.8%、「困ったことの相談をする」が 2.1%、「物の貸し借りをする」が 1.3%と、比較的親密な近所づきあいのある人は少数であることがうかがえます。

### ●前回アンケート結果より

- ・隣近所とのつきあいの状況は、「あいさつをする程度」が 52.1%と最も高く、次に「たまに立ち話をする程度」が 29.1%で、合わせると 81.2%と大半の方はさらりとした近所づきあいとなっています。
- ・「お互い誘い合って集まる」が 4.4%、「困ったことの相談をする」が 2.1%、「物の貸し借りをする」が 1.6%、と親密なつきあいのある方が 8.1%となっています。
- ・「つきあいはほとんどない」は 7.3%となっています。

年代別にみると、「60代」以下の年代では、「あいさつをする程度」の割合が最も高く、「20代」から「50代」では 6 割前後、「60代」で 5 割弱となっています。また、「70代」以上の年代では、「たまに立ち話をする程度」の割合が最も高く、「70代」、「80代以上」とともに 5 割前後となっています。

また、「つきあいはほとんどない」と回答した人の割合は、「20代」が最も高く 21.7%となっています。「つきあいはほとんどない」と回答した人の割合は、年代が下がるにつれ高くなっているため、将来さらに近所づきあいが希薄化していくことを示唆している可能性があります。

### ●前回アンケート結果より

- ・年代別にみると、あいさつをする程度のつきあいは、「20代」が 67.7%、「30代」が 65.7%、「40代」が 64.0%と高くなっていますが、年代が高くなるほど割合は低くなっています。
- ・たまに立ち話をする程度のつきあいは、「20代」が 10.4%と低く、年代が高くなるほど割合は概ね高くなり「70代」、「80代」は 40%台となっています。
- ・「つきあいはほとんどない」は、「20代」が 17.7%と高く、それ以外の年代では 10%未満と低くなっています。

小学校区別にみると、小学校区で大きな傾向の差はありません。いずれの小学校区でも「あいさつをする程度」と回答した人の割合が最も高く、次いで「たまに立ち話をする程度」、「つきあいはほとんどない」と続いています。

## (9) 近所づきあいの考え方（複数回答）

問 16 あなたは、近所づきあいについて、どのように考えていますか。

近所づきあいの考え方について尋ねたところ、「地域の見回り、不審者情報の共有など防犯のために必要」が47.6%と最も高く、次いで「日頃の生活の中で助け合っていくために必要」が37.9%、「地震や台風など災害が起こったときの助け合いのために必要」が32.5%、「近所づきあいは必要と感じるが、わずらわしいのであまりしたくない」が21.7%と、防犯や災害に対する危機意識（危険から身を守るために必要）から、近所づきあいの必要性をあげる方が多くなっています。

一方、「近所づきあいは必要と感じるが、わずらわしいのであまりしたくない」と考えている人が21.7%いる他、4.3%が「近所づきあいの必要性を感じない」と答えています。

### ●前回アンケート結果より

- ・「地域の見回り、不審者情報の共有など防犯のために必要」が45.1%と最も高く、次に「日頃の生活の中で助け合っていくために必要」が41.7%と2つが40%以上を占め、「地震や台風など災害が起こったときの助け合いのために必要」が32.0%となっており、防犯や災害に対する危機意識（危険から身を守るために必要）から、近所づきあいの必要性をあげる方が多くなっています。
- ・「近所づきあいは必要と感じるが、わずらわしいのであまりしたくない」が20.7%、「近所づきあいの必要性を感じない」が5.0%と近所づきあいに否定的な考えの方が、25.7%と少なくとも4分の1程度います。

年代別にみると、「20代」から「50代」では「地域の見回り、不審者情報の共有など防犯のために必要」、「60代」以上の年代では「日頃の生活の中で助け合っていくために必要」と回答した人の割合が最も高くなっています。

### ●前回アンケート結果より

- ・年代別にみると、「地域の見回り、不審者情報の共有など防犯のために必要」は若い世代が高く、「20代」から「40代」が50%台となっており、そのほかでは「80代」が高く、43.8%となっています。
- ・「日頃の生活の中で助け合っていくために必要」は年代が上がるともに割合は高くなり、「20代」から「40代」では30%台ですが、70代以上では50%以上と高くなっています。
- ・「地震や台風など災害が起こったときの助け合いのために必要」は年代による差はあまりみられませんが、比較的若い世代が高く「30代」が37.4%となっています。
- ・「近所づきあいは必要と感じるが、わずらわしいのであまりしたくない」は、「30代」が26.3%と最も高く、「80代」が4.1%と最も低くなっています。
- ・「地域のまとまりのために必要」は年代が高いほど割合も高く、50代以上では20%以上の割合となっています。

小学校区別にみると、小学校区で結果に大きな傾向の差はなく、「日頃の生活の中で助け合っていくために必要」、「地域の見回り、不審者情報の共有など防犯のために必要」、「地震や台風など災害が起こったときの助け合いのために必要」と回答した人の割合が高く、いずれの小学校区でも上位3項目を占めています。

上位3項目以外では、「近所づきあいは必要と感じるが、わずらわしいのであまりしたくない」と回答した人の割合が高く、各小学校区とも2割前後となっています。

●前回アンケート結果より

・「地域の見回り、不審者情報の共有など防犯のために必要」は、「翔南小学校区」は39.2%と他小学校区より低くなっておりませんが、そのほかの小学校区では40%台後半と高くなっておりま

す。・「日頃の生活の中で助け合っていくために必要」は、「南風原小学校区」と「翔南小学校区」で40%台後半と高くなっています。「地震や台風など災害が起こったときの助け合いのために必要」は「北丘小学校区」、「津嘉山小学校区」が37%程度と高く、「南風原小学校区」と「翔南小学校区」は20%台と低くな

っております。・近所づきあいに否定的な「近所づきあいは必要と感じるが、わずらわしいのであまりしたくない」、「近所づきあいの必要性を感じない」を合わせた割合は、「北丘小学校区」が30.4%と最も高く、次に「津嘉山小学校区」が24.2%、「翔南小学校区」が23.1%、「南風原小学校区」が23.0%となっています。「地域のまとまりのために必要」は「翔南小学校区」が27.4%と最も高くなっています。

## (10) 日常生活の孤独感

### 問19 日常生活をしていて、孤独感がありますか。

日常生活をしていて、孤独感を感じるか尋ねたところ、全体では、「ほとんど感じない」と回答した人の割合が44.0%と最も高く、次いで「あまり感じない」が35.2%、「ときどき感じる」が14.6%の順となっています。

年代別でみると、孤独感を「よく感じる」と「ときどき感じる」を合わせた、孤独感を『感じる』人の割合は、「80代以上」が27.7%と最も高く、次いで「60代」が20.4%、「70代」が18.9%の順となっています。「50代」から「60代」で孤独感を『感じる』人の割合が4.9ポイント増加しており、高齢期に孤独感を感じる人が増えることがうかがえます。

小学校区別にみると、小学校区で結果に大きな傾向の差はなく、孤独感を『感じる』人の割合は、「津嘉山小学校区」が18.6%と最も高く、次いで「翔南小学校区」が18.3%、「北丘小学校区」が17.1%、「南風原小学校区」が15.3%の順となっています。

同居家族別にみると、孤独感を『感じる』人の割合は、「障がい者」がいる世帯で27.6%と最も高く、次いで「いずれもいない」世帯が19.5%、「要介護者」のいる世帯が18.0%の順となっています。

さらに、孤独感を『感じる』人の割合は、「専門・大学生」のいる世帯で17.8%、「乳児」のいる世帯で15.5%、「幼児」、「小学生」のいる世帯で共に12.9%、「中・高校生」のいる世帯で10.6%となっており、子育て世帯においても孤独感を感じている人が一定程度いることがわかります。

## (11) 地域活動・行事への参加状況

問 20 あなたは現在、地域活動やボランティア活動に参加していますか。

地域活動やボランティア活動への参加について尋ねたところ、全体では「参加したことはない」が 57.2%と最も高く、次いで「以前は参加していたが、現在は参加していない」が 22.5%、「参加している」が 17.0%の順となっています。

年代別にみると、「参加したことはない」人の割合は「20代」、「30代」、「40代」の若い世代ほど高く、「20代」では 71.3%、「30代」では 76.8%と 7割を超えています。一方、「参加している」人の割合は「50代」を境に増加し、「60代」以上の年代では 2割台半ばとなっています。

### ●前回アンケート結果より

- ・地域の活動や行事への参加については、「まったく参加していない」が 44.7%、「あまり参加していない」が 17.9%で合わせると 62.6%となっています。参加している割合は、「よく参加している」が 11.9%、「時々参加している」が 20.2%で合わせると 32.1%となっています。
- ・年代別にみると、「まったく参加していない」は「20代」が 65.6%と最も高く、年代が高くなるほど割合は低くなる傾向にあり、「80代」では 20.5%となっています。
- ・「まったく参加していない」と「あまり参加していない」を合わせた参加していない割合も年代があがるとともに割合は低くなっており、「20代」が 81.2%に対し、「80代」では 34.2%となっています。

小学校区別にみると、「参加したことはない」人の割合は「津嘉山小学校区」が 67.4%と最も高く、「翔南小学校区」が 47.9%と最も低くなっています。

自治会への加入状況別にみると、「参加したことはない」人の割合が、自治会に「加入している」人では 40.4%に対し、自治会に「加入していない」人では 79.1%と、2倍近くの差になっており、自治会への加入状況によって、地域活動や行事への参加状況が大きく変わる結果となっています。

自治会に加入していない世帯への、地域活動や行事等の周知や参加促進のための取組の状況を把握し、自治会への加入促進を図ることの必要性がうかがえます。

### ●前回アンケート結果より

- ・小学校区別にみると、「まったく参加していない」は「翔南小学校区」が 27.4%と最も低く、「津嘉山小学校区」は 52.8%と半数以上を占めます。
- ・「よく参加している」と「時々参加している」を合わせた参加している割合は「翔南小学校区」が 49.4%を占め、その他の地域は 20%台後半となっています。
- ・自治会の加入の状況別にみると、「まったく参加していない」は「加入している」が 25.3%であるのに対し、「加入していない」では 75.8%と、未加入者の割合が加入者の割合を大きく上回ります。一方、「よく参加している」と「時々参加している」を合わせた参加している割合は「加入している」が 49.7%、「加入していない」が 8.0%となっており、加入者の割合が未加入者の割合を大きく上回っています。



## (12) 地域活動に参加していない理由

問 20-1 参加していない主な理由は何ですか。

「(11) 地域活動・行事への参加状況」で、「以前は参加していたが、現在は参加していない」又は「参加したことはない」と答えた方に、その主な理由を尋ねたところ、「自分の生活だけで精いっぱいだから」と回答した人の割合が 39.9%と最も高く、次いで「活動場所・活動内容がわからないから」が 22.5%、「いっしょに参加する仲間(知人)がいないから」が 18.6%、「体力や健康状態がよくないから」が 16.8%、「興味がないから」が 14.7%の順となっています。

「活動場所・活動内容がわからないから」、「いっしょに参加する仲間(知人)がいないから」、「誘いがないから」といった回答をされた人には、地域活動への参加意向がある可能性があるため、地域活動の周知や参加促進の取組を行うことで、地域活動への参加者を増やす効果が期待できます。

### ●前回アンケート結果より

- ・「(10) 地域活動・行事への参加状況」で、「あまり参加していない」又は「まったく参加していない」と答えた方のその主な理由としては、「忙しくて時間がないから」が 38.3%と最も高く、次に「興味が無いから」、「活動内容がよくわからないから」が 12.3%となっています。
- ・活動がよくわからない、仲間がいない、誘いがないといった理由については、活動の周知や参加への誘いを行うことで、活動への参加者は増えることが考えられます。

自治会への加入状況別にみると、「活動場所・活動内容がわからないから」と回答した人の割合が、自治会に「加入している」人では 15.3%に対し、自治会に「加入していない」人では 29.2%と、2倍近くの差になっており、自治会未加入者へ地域活動の情報が十分に届いていない状況がうかがえます。

## (13) 地域活動への参加意向

問 21 あなたは、今後(今後も)地域活動に参加したいと思いますか。

今後(今後も)地域活動に参加したいと思うか尋ねたところ、「わからない」と回答した人が 33.6%と最も高く、次いで「参加したい」が 26.9%、「どちらかといえば参加したくない」が 19.1%、「参加したくない」が 8.2%、「ぜひ参加したい」が 6.9%の順となっています。

「ぜひ参加したい」と「参加したい」を合わせた 33.8%が今後参加したい意向を持っており、「どちらかといえば参加したくない」と「参加したくない」を合わせた 27.3%は今後参加したくないと感じていることになります。

### ●前回アンケート結果より

- ・今後の地域活動への参加意向は、「参加したい」が 33.0%と最も高く、次いで「わからない」が 28.1%となっています。

#### (14) 地域の支え合いに期待すること・必要に思うこと（複数回答）

問 22 あなたが、地域の支え合いに期待すること（必要に思うこと）は何ですか。

地域の支え合いに期待すること・必要に思うことを尋ねたところ、「災害や緊急事態が起きた時の助け合い」が 51.9%と最も高く、次いで「一人暮らし高齢者等の見守りや声かけ」が 42.8%、「地域の見回り、不審者情報の共有など防犯」が 42.6%の順となっています。

小学校区別にみると、すべての小学校区で「災害や緊急事態が起きた時の助け合い」と回答した人の割合が半数前後を占めており、小学校区による大きな傾向の差は見られませんが、「北丘小学校区」が 55.9%と最も高くなっています。また、「一人暮らし高齢者等の見守りや声かけ」「地域の見回り、不審者情報の共有など防犯」と回答した人の割合もすべての小学校区で 40%以上と高くなっています。

同居家族別にみると、「乳児」、「幼児」、「小学生」、「中・高校生」のいる子育て期の世帯では、「災害や緊急事態が起きた時の助け合い」と「地域の見回り、不審者情報の共有など防犯」と回答する人の割合が高く、「高齢者」や「要介護者」のいる世帯では、「災害や緊急事態が起きた時の助け合い」と「一人暮らし高齢者等の見守りや声かけ」と回答する人の割合が高くなっています。

そのほか、「乳児」、「幼児」のいる世帯では「一時的に子どもを預かるなどの支援」、「障がい者」のいる世帯では「障がい者等への理解」と回答する人の割合が高くなっています。

#### (15) 日常生活の中で手伝ってほしいこと（複数回答）

問 23 あなたは、地域の方に日常生活のなかで手伝ってほしいと思っていることがありますか。

地域の方に日常生活の中で手伝ってほしいことについて尋ねたところ、「手伝ってほしいことはない」と回答した人の割合が 43.4%と最も高く、「無回答」の 4.9%を合わせると 48.3%と半数近くにのびますが、残りの 51.7%の人は具体的なニーズをあげています。

具体的な内容は、「地震や台風など災害時・緊急時の手助け」と回答した人の割合が 31.8%と最も高く、次いで「見守りや安否確認の声かけ」が 19.7%で、この 2 つの手伝いを希望する人が特に多い結果となっています。

同居家族別にみると、同居の家族によらず「手伝ってほしいことはない」「地震や台風など災害時・緊急時の手助け」と回答した人の割合が高く、「乳児」、「幼児」、「高齢者」、「要介護者」、「障がい者」、「小学生」、「中・高校生」のいる世帯では、「見守りや安否確認の声かけ」も 2 割程度と比較的に高くなっています。

また、「乳児」のいる世帯では、「短時間の子どもの預かり」が 34.5%、「子育ての相談」が 20.7%、「子どもの孤立(子どもの貧困対策)の支援」が 20.7%と、それぞれ高くなっています。

## (16) 日常生活の中で手伝ってもよいと思うもの（複数回答）

問 24 あなたは、地域の方へ日常生活のなかで手伝ってもよいと思うものは何ですか。

地域の方へ日常生活の中で手伝ってもよいと思うものについて尋ねたところ、「地震や台風など災害時・緊急時の手助け」の割合が35.8%と最も高く、次いで「見守りや安否確認の声かけ」が32.7%となっています。

一方、「様々な理由により手助けできない」が19.3%となっています。

年代別でみると、全ての年代で「見守りや安否確認の声かけ」と「地震や台風など災害時、緊急時の手助け」の割合が高くなっています。また、「70代」と「80代以上」を除くすべての年代で「地域の行事・イベント」の割合が高くなっています。

一方、「70代」と「80代以上」の3割程度が「様々な理由により手助けできない」と回答しています。

同居家族別にみると、全ての世帯で「見守りや安否確認の声かけ」と「地震や台風など災害時、緊急時の手助け」の割合が高くなっています。

## (17) 生活や福祉に関する相談窓口

問 26 生活や福祉に関する相談のために、どんな窓口があるといいと思いますか。

生活や福祉に関する相談のためにどんな窓口があるといいか尋ねたところ、「どんな相談でも断らず対応してくれる相談窓口」の割合が35.3%と最も高く、次いで「必要に応じて困っている人の所まで訪問して相談事に対応してくれる窓口」が19.2%、「中学校区程度の身近な地域で相談を受けることができ、適切な機関に繋いでくれる窓口」と「オンラインで相談できる窓口」がそれぞれ17.3%となっています。

年代別にみると、「20代」と「30代」では「オンラインで相談できる窓口」と回答した人の割合が、「40代」以上の年代では「どんな相談でも断らず対応してくれる相談窓口」と回答した人の割合が最も高くなっています。また、「50代」以上の年代では「必要に応じて困っている人の所まで訪問して相談事に対応してくれる窓口」の割合も2割台となっており、中高年がアウトリーチ型相談窓口を望んでいる様子がわかります。

## (18) 福祉情報の入手先（複数回答）

問31 あなたは、福祉に関する情報をどこから入手していますか。

町が発信する福祉の情報をどこから入手しているか尋ねたところ、「町の広報紙」の割合が48.2%と最も高く、次いで「家族や親族」が25.9%、「友人や知人」が22.7%、「町社会福祉協議会の広報誌」が17.6%の順となっています。

### ●前回アンケート結果より

・福祉に関する情報の入手先としては、「町の広報紙」が44.9%と最も高く、続いて「町社会福祉協議会の広報誌」、「家族や親族」が23.1%、「友人や知人」が19.9%となっています。

年代別にみると、年代に関わらず「家族や親族」、「友人や知人」、「町の広報紙」の割合が高い傾向となっています。「20代」の4割程度が「家族や親族」、「30代」と「40代」の4割前後、「50代」の5割弱、「60代」の6割弱、「70代」の6割台半ば、「80代以上」の4割台半ばが「町の広報紙」より福祉情報を入手している結果となっています。

「20代」と「30代」で「どこからも情報は得ていない」の割合が2割弱となっています。

### ●前回アンケート結果より

・「町の広報紙」は「20代」が33.3%と最も低く、そのほかの年代ではいずれも40%を越え、「60代」が52.5%と最も高くなっています。「町社会福祉協議会の広報誌」は「20代」が9.4%と最も低く、年代が高くなるほど割合も高くなり、「80代」が37.0%と高くなっています。

・「家族や親族」は「20代」が最も高く33.3%、次いで「80代」が高く27.4%となっています。

## (19) 福祉の充実を図るために必要なこと（複数回答）

問35 南風原町における福祉の充実を図るために、必要なことは何ですか。

南風原町における福祉の充実を図るために、必要なことは何かと尋ねたところ、「保健・医療・福祉に関する情報提供の充実」の割合が50.6%と最も高く、次いで「身近で確かな相談が受けられること」が47.7%、「人にやさしいまちづくり（道路・建物等のバリアフリー化）」が37.4%、「支援が必要な高齢者、障がい者、子育て家庭等の見守りや生活支援」が32.6%、「子どもの孤立（貧困対策）」が27.6%の順となっています。

### ●前回アンケート結果より

・「保健・医療・福祉に関する情報提供の充実」が51.3%でもっとも高くなっています。次いで「身近で確かな相談が受けられること」43.0%、「人にやさしいまちづくり」35.0%、「支援が必要な高齢者、障がい者、子育て家庭等の見守りや生活支援」30.1%となっています。

同居家族別にみると、全ての同居家族世帯で、半数程度が「身近で確かな相談が受けられること」、「保健・医療・福祉に関する情報提供の充実」が重要であると回答しています。

## (20) 地域福祉に関する用語

問38 あなたは、地域福祉に関する以下の用語を知っていますか。

地域福祉に関する用語を知っているか尋ねたところ、「内容を知っている」の割合が一番高いのは「ヤングケアラー」の55.0%、次いで「民生委員・児童委員」の39.4%、「南風原町社会福祉協議会」の31.2%の順となっています。

一方、「知らない」の割合が一番高いのは「我が事・丸ごと」の地域づくり」が77.8%、次いで「小地域福祉ネットワーク活動」が70.1%となっています。

### ●前回アンケート結果より

・地域福祉に関する用語を知っているか聞いたところ「内容を知っている」が一番多いのは「民生委員・児童委員」の48.0%、次いで「南風原町社会福祉協議会」が35.0%、「成年後見制度」が32.3%となっています。

・「知らない」が一番多いのは「我が事・丸ごと」の地域づくり」が76.2%、次いで「小地域福祉ネットワーク活動」が62.6%となっています。

## (21) 成年後見制度、日常生活自立支援事業の周知度など

問 39 成年後見制度、日常生活自立支援事業についてお尋ねします。

### ① 成年後見制度の周知度

成年後見制度を知っているか尋ねたところ、全体では「名称も制度内容も知っている」が33.2%、「名称は聞いたことがあるが、制度内容はわからない」が37.4%、合わせて、“知っている”が70.6%となっています。

年代別にみると、“知っている”割合は「50代」までは年代が上がる程高くなり、「60代」以降で低くなっています。一方、「名称も制度内容も知らない」割合は「70代」までは年代が上がる程低くなる傾向となっています。

小学校区別でみると、全ての小学校区で“知っている”割合が7割前後と高い傾向となっていますが、「津嘉山小学校区」は67.7%と、他小学校区よりやや低くなっています。

同居家族別でみると、“知っている”割合は「高齢者」のいる世帯が75.5%と最も高く、次いで「幼児」のいる世帯が73.6%、「要介護者」のいる世帯が73.3%となっており、「いずれもない」世帯は65.8%と最も低くなっています。

### ② 日常生活自立支援事業の周知度

日常生活自立支援事業を知っているか尋ねたところ、全体では「名称も制度内容も知っている」が14.4%、「名称は聞いたことがあるが、制度内容はわからない」が39.3%、合わせて、“知っている”割合が53.7%となっています。

年代別でみると、“知っている”割合は「60代」までは年代が上がる程高くなり、「70代」以降で低くなっています。一方、「名称も制度内容も知らない」割合は「60代」までは年代が上がる程低くなっています。

同居家族別でみると、“知っている”割合は「障がい者」のいる世帯が59.5%と最も高く、次いで「中・高校生」のいる世帯が58.4%、「要介護者」のいる世帯が58.0%の順となっています。

一方、「名称も制度内容も知らない」割合は「小学生」のいる世帯が52.1%と最も高く、次いで「幼児」のいる世帯が46.8%、「専門・大学生」のいる世帯が45.7%の順となっています。

## 資料6 用語の解説

### あ行

#### アウトリーチ

援助が必要であるにもかかわらず、自発的に申し出をしない人々に対して、積極的に働きかけて支援の実現をめざすこと。訪問支援。

#### インクルーシブ教育

障害のある子どもを含むすべての子どもが共に学ぶ仕組み。

#### インフォーマルサービス

家族、近隣、ボランティアなどによる制度化されていない支援のことをいう。

### か行

#### 基幹相談センター

身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の相談支援に関する業務を総合的に行うことにより、現在の相談支援体制の強化を図ることを目的としている。

具体的な役割としては、総合的な相談や専門的な相談支援を行うほか、支援困難なケースへの対応、地域の相談支援事業所間の調整、障がい者に対する虐待防止や権利擁護、地域移行・地域定着に関して、入所施設や精神科医療機関への働きかけ、地域の受け入れ体制の整備に係るコーディネートなどがある。

#### 権利擁護

疾病や障がいのため、自らの権利や介護、援助のニーズを表明することが困難な人に代わって、その権利やニーズ表明を行うこと。また、弱い立場にある方の人権侵害(虐待や財産侵害など)を防ぐこと。

#### 合理的配慮

障がいのある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。筆談や読み上げによる意志の疎通、車いすでの移動の手助

け、学校・公共施設等のバリアフリー化など、過度の負担にならない範囲で提供されるべきものをいう。

### **子育てサロン**

地域の公民館、集会所などを活動拠点として、子育て中の親子同士が身近な地域で気軽に交流し、情報交換ができる場。

### **コミュニティソーシャルワーカー（CSW）**

地域において支援を必要とする住民に対して、地域とのつながりや人間関係など本人を取り巻く環境を大切にしながら支援を行う相談員。町には各小学校区に2名・合計8名が配置されている。

## **さ行**

### **社会福祉協議会**

社会福祉法に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定され、社会福祉法人として中立性・公共性が高く、民間組織として地域福祉活動を行う組織。

### **障害者差別解消法**

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の通称。

障害者基本法の基本理念に沿って、障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めた法律。障がいのある人に対する不当な差別的取扱いを禁止し、行政機関や事業者に対して合理的配慮の提供を求めている。平成28年(2016)4月施行。

### **小地域福祉ネットワーク活動**

字・自治会を単位に地域の住民が主体となって、地域で気になる高齢者や障害者、子育て世帯を見守り、支えあう活動。

### **情報バリアフリー**

ここでは「情報アクセシビリティ」を表している。（アクセシビリティとは、情報システムの利用しやすさを表す言葉。）

アクセシビリティという単語が一般的でないのでより分かりやすい表現とした。



### **スクールソーシャルワーカー**

児童・生徒が学校や日常生活での悩み(いじめ、不登校、非行、生活困窮)などについて、家族や友人、学校、地域のほか、医療機関や児童相談所等の関係機関と連携して問題解決に導く支援を行う。

### **セーフティネット**

安全網のこと。社会福祉関係では、障がいや病気、介護、失業等の際にも、生活を損なわずにその安定を図る社会保障などが該当する。

### **成年後見制度**

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が低下した方々の財産管理や契約行為等をサポートする制度。本人の状態にあわせて「後見」「保佐」「補助」に分類し、本人を保護する。

### **成年後見人**

成年後見制度において、定められる後見人のうち、親族以外の社会福祉協議会などの福祉機関あるいは弁護士、司法書士などの法律職種等、第三者の後見人のこと。

## **た行**

### **特定健診**

生活習慣病予防のために健康診査・保健指導を行う。40～74歳の健康保険加入者(被扶養者を含む)を対象に、医療保険者(国保、協会健保、組合健保等)が実施する。

### **特別支援教育**

特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒がいるすべての学校で実施される教育。学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(AD/HD)、高機能自閉症等の発達障がいの子どもたちも対象とし、障がいによる学習や生活上の困難を克服するために、適切な指導や支援を行う。平成19年4月、学校教育法で位置づけられた。

## な行

### 日常生活自立支援事業

認知症や知的障害等で判断能力が不十分な方の福祉サービスの利用援助や、日常的な金銭管理・重要書類等の預かり・保管などの支援を行い、権利擁護を図る事業。

### ノーマライゼーション

障がい者と健常者とは、お互いが特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。また、それに向けた運動や施策なども含まれる。

## は行

### バリアフリー

障がい者等が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去(フリー)するという意味。もともとは、建築用語として登場し、建物内の段差の解消など物理的障壁の除去という意味合いが強いが、本計画では、障がい者の社会参加を困難にしている物理的、社会的、制度的・心理的なすべての障壁(バリア)を除去するという意味で用いている。

### 避難行動要支援者

災害時に自力での避難が難しく、第三者の手助けが必要な高齢者、障害者、難病患者などの災害弱者。2014年(平成26)4月に施行された改正災害対策基本法で、避難行動要支援者の避難を迅速・円滑に進め、命の危険から守る支援制度がスタートした。かつては「災害時要援護者」とよばれた。

### 福祉協力員

福祉協力員は社会福祉協議会会長が委嘱するボランティア(無償)で、民生委員・児童委員とともに、地域で困っている方の相談支援者として活動している。

### ファミリーサポートセンター

「子育ての応援をしてほしい人(おねがい会員)」と「子育てのお手伝いできる人(サポート会員)」が会員登録し、相互援助による支えあい・たすけあいを行う会員組織。

### プラットフォーム型

列車へ乗り降りする場所を示すことから、最近は「土台・基盤」という意味合いで使用されるようになってきた。様々な人やグループ、企業、団体、機関が、組織や地域等の枠を超えて、参加したいときや必要なとき、それぞれ参画する仕組みをプラットフォーム型という。

### ボランティアセンター

ボランティア活動を希望する方を登録し、ニーズにあわせて斡旋するとともに、ボランティア活動の振興をめざした各種養成講座や研修会の実施などに取り組む機関。

## ま行

### まちづくりサポートセンター

日々の生活の中で支援が必要な方(依頼会員)と支援ができる方(提供会員)が会員登録し、住民相互の支えあい・助けあいの活動を行うための機関。

### 民生委員・児童委員

民生委員法に基づき各市町村に配置された民間奉仕者(無報酬のボランティア)。住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、また適切な支援やサービスへの「つなぎ役」の役割を果たしている。

## わ行

### 「我が事・丸ごと」の地域づくり

・我が事＝隣近所の他人事を「我が事」と思って捉え行動する。

・丸ごと＝困りごと等について、縦割りではなく分野を超えて「丸ごと」捉え、総合的な相談や支援を行う。

## 資料 7 第三次南風原町地域福祉推進計画策定方針

### 第三次南風原町地域福祉推進計画 策定方針

(令和4年11月7日 町長決裁)

#### 1. 計画策定の位置づけ

「第三次南風原町地域福祉推進計画」は、「第五次南風原町総合計画」を上位計画とし、総合計画における基本構想および基本計画に即した地域福祉の推進に関する事項について、具体的な方向性を示す計画です。

計画においては、高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉並びに健康づくり及びその他関連する個別計画の施策を踏まえ、共通して取り組むべき事項を基本とします。

計画策定にあたっては、地域住民の意見を反映されること及び地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供されるための、重層的な支援内容とするため、南風原町の「地域福祉計画」と南風原町社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」を一体的に策定いたします。

#### 2. 法的根拠

##### (1) 地域福祉の推進【社会福祉法第4条】

地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

## (2) 市町村地域福祉計画【社会福祉法第 107 条】

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的にその策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

## (3) 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会【社会福祉法第 109 条】

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

## 3. 計画期間

令和6年度から令和10年度までの5年間の計画とします。

## 4. 計画策定の体制

### (1) 諮問機関

- ① 南風原町地域福祉計画策定委員会

町の諮問機関として、学識経験者、保健・医療・福祉関係者、公募による町民等で組織し、地域福祉推進計画について調査審議を行ないます。

## (2) 住民会議

南風原町まちづくり基本条例第24条の規定により、公募等による町民、町職員及び町社会福祉協議会職員など20名程度で構成し、「第三次南風原町地域福祉推進計画」策定に関して、町民の視点による福祉課題などの解決方法等の検討を行い、その意見を南風原町地域福祉計画策定作業部会で取りまとめます。会議の運営に関しては「南風原町まちづくり住民会議設置要項」を準用し、所管は民生部こども課とします。

## (3) 庁内体制

### ① 南風原町地域福祉計画素案作成検討委員会

委員長に民生部こども課長、民生部各課長、総務部は総務課長、企画財政課長、教育部は学校教育課長、経済建設部はまちづくり振興課長、南風原町社会福祉協議会は事務局長で組織し、南風原町地域福祉計画素案作成作業部会から上がってきた「第三次南風原町地域福祉推進計画(案)」等を調査検討します。

### ② 南風原町地域福祉計画素案作成作業部会

部会長に民生部こども課地域福祉班長、南風原町地域福祉計画素案作成検討委員会の所管課の担当班長及び、南風原町社会福祉協議会は担当係長で組織し、「第三次南風原町地域福祉推進計画(案)」等の作成を行ないます。

## 5. 策定の手法

「第三次南風原町地域福祉推進計画」に関し、幅広く町民の意見及び職員の提案を反映させるため、南風原町まちづくり基本条例第21条及び第24条の規定により、以下のような手法により計画策定への町民参画及び職員参画に努めます。

- (1) 町民アンケート調査／町内在住の20歳～89歳の男女を対象に、3000件程度を配布し調査を行います。
- (2) パブリックコメント／「第三次南風原町地域福祉推進計画(案)」が整った時点で、町ホームページに公開し、一定期間を設けて町民意見を聞く機会を設けます。
- (3) 第二次南風原町地域福祉推進計画評価委員会／毎年開催している評価委員会からも意見を求めます。
- (4) その他／町のホームページにおいて策定経過等を公開し、町民等からの意見を求める機会を作ります。

## 資料 8 南風原町地域福祉計画策定委員会設置条例

平成 25 年 3 月 28 日条例第 6 号

南風原町地域福祉計画策定委員会設置条例

(設置)

第 1 条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づく、南風原町地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定するため、南風原町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) その他地域福祉計画の策定のために必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健・医療・福祉関係者
- (3) 公募による町民
- (4) 行政機関の職員
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、地域福祉計画が策定されるまでの間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選でこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じ委員以外の者を会議へ出席させ、意見等を聴くことができる。

(作業部会)

第7条 委員会に作業部会を置き、委員長の指示により次の業務を行うことができる。

(1) 第2条に規定する審議事項の調査に関すること。

(2) 委員会に提出する原案作成に関すること。

(守秘義務)

第8条 委員会の関係者は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、民生部こども課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。



## 資料 9 南風原町地域福祉計画素案作成検討委員会設置要綱

平成 30 年 5 月 22 日要綱第 15 号

### 南風原町地域福祉計画素案作成検討委員会設置要綱

#### (設置目的)

第 1 条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に基づき、地域福祉に関する事項を一体的に進めることを目的に策定する南風原町地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）の素案を作成するため、南風原町地域福祉計画素案作成検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について調査検討を行う。

(1) 南風原町地域福祉計画策定委員会に諮問する南風原町地域福祉計画素案の作成に関する事項

(2) その他、南風原町地域福祉計画素案の作成に関して必要な事項

#### (組織)

第 3 条 委員会の委員は、別表第 1 のとおりとし、町長が委嘱又は任命する。

2 委員会の委員長は民生部こども課長、副委員長は民生部保健福祉課長とする。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、第 1 条の目的を達成したときまでとする。

#### (委員会の会議)

第 5 条 委員長は会議を招集し、その会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

#### (作業部会)

第 6 条 委員会の円滑な運営を図るため、委員会に南風原町地域福祉計画素案作成作業部会（以下「作業部会」という。）を置く。

2 作業部会は、地域福祉計画に係る専門的な事項を調査研究する。

3 作業部会の委員は、別表第 2 のとおりとし町長が委嘱又は任命する。

4 作業部会の部会長は民生部地域福祉班長、副部会長は民生部保健福祉課高齢者福祉班長とする。

5 部会長は、作業部会を代表し、会務を総理する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 作業部会の会議は、部会長が招集し、部会長は会議の議長となる。

8 部会長は、作業部会における調査研究、審議の経過及び結果を委員会に報告しなければならない。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要に応じて委員会及び作業部会に関係者の出席を要請し、意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、民生部こども課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年8月4日要綱第30号)

この要綱は、公布の日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

1	民生部 こども課長
2	民生部 保健福祉課長
3	民生部 国保年金課長
4	総務部 総務課長
5	総務部 企画財政課長
6	教育委員会 学校教育課長
7	経済建設部 まちづくり振興課長
8	南風原町社会福祉協議会 事務局長

別表第2 (第6条関係)

1	民生部 こども課 地域福祉班長
2	民生部 こども課 子育て支援班長
3	民生部 保健福祉課 高齢者福祉班長
4	民生部 保健福祉課 障がい者福祉班長
5	民生部 保健福祉課 健康づくり統括班長
6	民生部 国保年金課 保険税班長
7	総務部 総務課 庶務班長
8	経済建設部 まちづくり振興課 計画・建築班長
9	教育委員会 学校教育課 学務班長
10	南風原町社会福祉協議会 福祉サービス支援班長

## 資料 10 地域福祉推進計画策定委員会名簿

任 期 : 令和5年7月5日から第三次南風原町地域福祉推進計画が策定されるまで

	氏 名	構成組織	所属団体	備 考
1	上地 武昭	学識経験者	おきなわ地域福祉研究会会長	評価委員会と兼務
2	大城 友子	福祉関係者	南風原町社会福祉協議会	評価委員会と兼務
3	神里 良光	福祉関係者	南風原町老人クラブ連合会	評価委員会と兼務
4	野原 義雄	〃	南風原町民生委員・児童委員連合会	評価委員会と兼務
5	大城 昌信	〃	南風原町法人保育園連絡協議会	評価委員会と兼務
6	金城 則文	〃	南風原町身体障害者福祉会	評価委員会と兼務
7	町田 美貴	公募		評価委員会と兼務
8	當眞 めぐみ	町長が必要と認める者	南風原町区長会	評価委員会と兼務
9	上間 諭	行政機関の職員	南風原町民生部長	

## 資料 11 南風原町地域福祉計画素案作成検討委員会名簿

	氏 名	所属団体	備 考
1	儀間 博嗣	民生部 こども課長	委員長
2	大城 あゆみ	民生部 保健福祉課長	副委員長
3	高良 星一郎	民生部 国保年金課長	
4	仲村 兼一	総務部 総務課長	
5	玉那覇 和彦	総務部 企画財政課長	
6	宮良 泰子	教育委員会 学校教育課長	
7	与那嶺 豊	経済建設部 都市整備課	
8	島袋 康史	南風原町社会福祉協議会 事務局長	

資料 12 南風原町地域福祉計画素案作成作業部会名簿
----------------------------

	氏 名	所属団体	備 考
1	大城 浩也	民生部 こども課 地域福祉班長	部会長
2	金城 周	民生部 こども課 子育て支援班長	
3	亀田 安徳	民生部 保健福祉課 高齢者福祉班長	副部会長
4	當間 しのぶ	民生部 保健福祉課 障がい者福祉班長	
5	花城 由季子	民生部 国保年金課 健康づくり統括班長	
6	平良 利也	民生部 国保年金課 保険税班長	
7	長嶺 優太	総務部 総務課 庶務班長	
8	野原 義幸	経済建設部 まちづくり振興課 計画・建築班長	
9	国吉 淳司	教育委員会 学校教育課 学務班長	
10	桃原 徹貞	南風原町社会福祉協議会 福祉サービス支援係長	

資料 13 第三次南風原町地域福祉推進計画策定の経過